ポケット六法 平成三一年版
有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（平成三〇年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、平成三一年一月二日から平成三二年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、平成三二年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、平成三〇年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「平成三一・六・二までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつことになります。

平成三〇年九月一日

有斐閣六法編集室

凡例

〈内容現在〉 平成三〇年九月一日

〈掲載内容〉 ポケット六法平成三一年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉 平成三一年一月二日から平成三二年三月三一日まで（平成三二年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については〈略〉などと表記して、項及び号の範囲で省略している。ただし、民法については平成三〇法七二による改正前の第五編の規定をすべて掲げた。

〈改正法令一覧〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

目次

公法

○皇室典範（昭和二二法三）……三
○個人情報の保護に関する法律（平成一五法五七）……三
○国民の祝日に関する法律（昭和二三法一七八）……三
○公職選挙法（昭和二五法一〇〇）……三
○内閣府設置法（平成一一法八九）……四
○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成一三法八六）……四
○建築基準法（昭和二五法二〇一）……四
○学校教育法（昭和二二法二六）……五

民事法

○民法（明治二九法八九）……六
○動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成一〇法一〇四）……一二
○消費者契約法（平成一二法六一）……一二
○信託法（平成一八法一〇八）……一二
○商法（明治三二法四八）……一三
○国際海上物品運送法（昭和三二法一七二）……二〇
○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五〇法九四）……二一
○人事訴訟法（平成一五法一〇九）……二二
○家事事件手続法（平成二三法五二）……二二
○民事執行法（昭和五四法四）……二三
○会社更生法（平成一四法一五四）……二三

刑事法

○刑事訴訟法（昭和二三法一三一）……二四
○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成一一法一三七）……二四

社会法

○労働基準法（昭和二二法四九）……二六
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三法七六）……二七
○職業安定法（昭和二三法一四二）……二七
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇法八八）……二八

産業法

○特許法（昭和三四法一二一）……二九
○不正競争防止法（平成五法四七）……二九
○著作権法（昭和四五法四八）……三一

○皇室典範

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二九・六・一六法六三）附則三条（平成三一・四・三〇施行）

附則

④（改正により追加）

○個人情報の保護に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定複合観光施設区域整備法（平成三〇・七・二七法八〇）附則九条（平成三二・一・二六までに施行）

（事業所管大臣）

第四六条（柱書略）

一　個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）

二（略）

○国民の祝日に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二九・六・一六法六三）附則一〇条（平成三一・五・一施行）

・国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇・六・二〇法五七）本則（平成三二・一・一施行）

第一条【内容】「国民の祝日」を次のように定める。

元　日	一　月　一　日	（略）
成人の日	一月の第二月曜日	（略）
建国記念の日	政令で定める日	（略）
春分の日	春分（二月一一日）の日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	四月二十九日	（略）
憲法記念日	五月三日	（略）
みどりの日	五月四日	（略）
こどもの日	五月五日	（略）
海の日	七月の第三月曜日	（略）
山の日	八月十一日	（略）
敬老の日	九月の第三月曜日	（略）
秋分の日	秋分の日	（略）
体育の日	十月の第二月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	十一月三日	（略）
勤労感謝の日	十一月二十三日	（略）
天皇誕生日	十二月二十三日	天皇の誕生日を祝う。

○公職選挙法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二九・六・二一法六六）本則（平成三一・三・一施行）

（文書図画の頒布）

第一四二条①　衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほか、頒布することができない。この場合においては、ビラについては、散布することができない。

一―三　（略）

四　都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書　八千枚

五　指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　四千枚

六　指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書　二千枚

七　（略）

②―⑤　（略）

⑥　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。

⑦　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付するビラに限り、頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙区ごとに区分しなければならない。

⑧　第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までのビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートル

有効な改正前規定（内閣府設置法　行政機関が行う政策の評価に関する法律　建築基準法）

を、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

⑨ 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の三のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

⑩⑪ 略

都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成について、無料とすることができる。

⑫⑬ 略

○内閣府設置法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定複合観光施設区域整備法（平成三〇・七・二七法八〇）

附則一六条（平成三二・一・二六までに施行）

（任務）

第三条① 略

② 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国と行政機関が行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他広範な分野に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保する施策に関する政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

③ 略

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定複合観光施設区域整備法（平成三〇・七・二七法八〇）

附則七条（平成三二・一・二六までに施行）

（基本計画）

第六条① 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

②―⑤ 略

○建築基準法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・建築基準法の一部を改正する法律（平成三〇・六・二七法六七）本則二条（平成三一・六・二六までに施行）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条① （柱書略）

一 別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの

二―四 略

②―⑨ 略

第九条の四 （改正により追加）

（指定）

第七七条の二八① 第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、第六条の二第一項の規定による確認又は第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査並びに第七条の六第一項第二号（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「確認検査」という。）の業務を行おうとする者の申請により行う。

②③ 略

（指定の取消し等）

第七七条の三五① 略

②（柱書略）

一 第六条の二第四項若しくは第五項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第三項から第六項まで（これらの規定を第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の四第二項、第三項若しくは第六項（これらの規定を第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七条の六第三項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十

八条の三第三項、第七十七条の二十一第二項、第七十七条の二十二第一項若しくは第二項、第七十七条の二十四第一項から第三項まで、第七十七条の二十六、第七十七条の二十八から第七十七条の二十九の二まで又は前条第一項の規定に違反したとき。

二―六　（略）

③　（略）

（許可又は確認に関する消防長等の同意等）

第九三条①　特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合において、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村があつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第八十七条の二において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

②③　（略）

④　建築主事又は指定確認検査機関は、第一項ただし書の場合において第六条第一項（第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第六条の二第一項（第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認申請を受けたとき又は第十八条第二項（第八十七条第一項又は第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合において、遅滞なく、これを当該申請人又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。

⑤⑥　（略）

（不服申立て）

第九四条①　建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四条第一号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の三又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為庁が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあつては当該指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

②―④　（略）

有効な改正前規定（学校教育法）

○学校教育法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・学校教育法の一部を改正する法律（平成二九・五・三一法四一）本則（平成三・四・一施行）

・学校教育法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・一法三九）本則一条（平成三一・四・一施行）

第二四条【教科用図書】①　（略）

②③　（改正により追加）

②　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。（改正後の④）

③　（略、改正後の⑤）

第八三条の二　（改正により追加）

第八七条の二　（改正により追加）

第八八条の二　（改正により追加）

第九九条【大学院の目的、専門職大学院】①②　（略）

③　（改正により追加）

第一〇四条【学位】①　大学（第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

②③　（改正により追加）

②　大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。（改正後の④）

③　短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。（改正後の⑤）

④⑥　（改正により追加）

（柱書略）

一　短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者　学士

二　（略）

（改正後の⑦）

⑤　（略、改正後の⑧）

第一〇八条【短期大学】①―③　（略）

新④⑤　（改正により追加）

④―⑧　（略、改正後の⑥―⑩）

第一〇九条【自己点検・評価、認証評価】①②　（略）

③　専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するものの　ほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④　（略）

○民法

有効な改正前規定（民法　第八八二条～第九〇五条）

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・一三法七二）本則一条（平成三一・七・一二までに、平成三一・一・一三施行）

注　平成三〇法七二による改正前の第五編（第八八二条～第一〇四四条）の規定をすべて掲げた。

第五編　相続

第一章　総則

（相続開始の原因）

第八八二条　相続は、死亡によって開始する。

（相続開始の場所）

第八八三条　相続は、被相続人の住所において開始する。

（相続回復請求権）

第八八四条　相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から三十年を経過したときも、同様とする。

（相続財産に関する費用）

第八八五条①　相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。

②　前項の費用は、遺留分権利者が贈与の減殺によって得た財産をもって支弁することを要しない。

第二章　相続人

（相続に関する胎児の権利能力）

第八八六条①　胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

②　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

（子及びその代襲者等の相続権）

第八八七条①　被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系尊属でない者は、この限りでない。

③　前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

（代襲相続）

第八八八条　削除

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第八八九条①　次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一　被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二　被相続人の兄弟姉妹

②　第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

（配偶者の相続権）

第八九〇条　被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

（相続人の欠格事由）

第八九一条　次に掲げる者は、相続人となることができない。

一　故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二　被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

三　詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者

四　詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者

五　相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

（推定相続人の廃除）

第八九二条　遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

（遺言による推定相続人の廃除）

第八九三条　被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼって、その効力を生ずる。

（推定相続人の廃除の取消し）

第八九四条①　被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

②　前条の規定は、推定相続人の廃除の取消しについて準用する。

（推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理）

第八九五条①　推定相続人の廃除又はその取消しの請求があった後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によって、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。推定相続人の廃除の遺言があったときも、同様とする。

②　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。

第三章　相続の効力

第一節　総則

（相続の一般的効力）

第八九六条　相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

（祭祀に関する権利の承継）

第八九七条①　系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

②　前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

（共同相続の効力）

第八九八条　相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八九九条　各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

第二節　相続分

（法定相続分）

第八九〇条　同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一　子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

二　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。

三　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。

四　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

（代襲相続人の相続分）

第八九一条①　第八百九十七条第二項又は第三項の規定により相続人となる直系卑属が相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものとされるものの直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

②　前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

（遺言による相続分の指定）

第九〇二条①　被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定めることができる。ただし、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

②　被相続人が、共同相続人中に定ったことのみを定め、又はこれを第三者に委託することができる。ただし、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

（特別受益者の相続分）

第九〇三条①　共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもって相続分とする。

②　遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

③　被相続人が、前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

第九〇四条　前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時においてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

（寄与分）

第九〇四条の二①　共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特の寄与をした者があるときは、共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除した財産の価額から共同相続人の相続分を定めたときは、その者の相続分とする。ただし、寄与分は、相続開始の時における財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百四条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

②　前項の協議が調わないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をすべき者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

③　寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

④　第九百二条の期間は、第九百十条に規定する場合にすることができる。

（相続分の取扱）

第九〇五条①　共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を譲渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を取り戻すことができる。

②　前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。

第三節　遺産の分割

第九〇六条（**遺産の分割の基準**）遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九〇七条（**遺産の分割の協議又は審判等**）① 次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

③ 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

第九〇八条（**遺産の分割方法の指定及び遺産の分割の禁止**）被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。

第九〇九条（**遺産の分割の効力**）遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

第九一〇条（**相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権**）相続開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

第九一一条（**共同相続人間の担保責任**）各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う。

第九一二条（**遺産の分割によって受けた債権についての担保責任**）① 各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が遺産の分割によって受けた債権について、その分割の時における債務者の資力を担保する。

② 弁済期に至らない債権及び停止条件付きの債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。

第九一三条（**資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担**）共同相続人中に償還する資力のない者があるときは、それぞれその相続分に応じ、求償者及び他の資力のある者が分担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。

第九一四条（**遺言による担保責任の免除**）前二条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、適用しない。

第四章　相続の承認及び放棄

第一節　総則

（**相続の承認又は放棄をすべき期間**）

第九一五条① 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

② 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第九一六条（**相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。**）

第九一七条（**相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五条第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算する。**）

（**相続財産の管理**）

第九一八条① 相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

② 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。

③ 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

（**相続の承認及び放棄の撤回及び取消し**）

第九一九条① 相続の承認及び放棄は、第九百十五条第一項の期間内でも、撤回することができる。

② 相続の承認及び放棄の撤回については、第一編（総則）及び前編（親族）の規定による。

③ 前項の撤回権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。相続の承認及び放棄の時から十年を経過したときも、同様とする。

④ 第二項の規定により限定承認又は相続の放棄の取消しをしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第二節　単純承認

（**単純承認の効力**）

第九二〇条 相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

（**法定単純承認**）

第九二一条 次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一　相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び短期の賃貸借については、この限りでない。

二　相続人が第九百二十五条第一項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。

三　相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを目録に記載しなかったとき。

ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続承認をした後は、この限りでない。

第三節　限定承認

（**限定承認**）

第九二二条 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。

（**共同相続人の限定承認**）

第九二三条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれをすることができる。

（**限定承認の方式**）

第九二四条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

（**限定承認をしたときの権利義務**）

第九二五条 限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかったものとみなす。

（**限定承認者による管理**）

第九二六条① 限定承認者は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（**相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告**）

第九二七条① 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、すべての相続債権者（相続財産に属する債務の債権者をいう。以下同じ。）及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨付記しなければならない。ただし、限定承認者が知っている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。官報に掲載してする。

③ 限定承認者は、知っている相続債権者及び受遺者には、各別に弁済をしなければならない。

④ 第一項の期間満了前は、何人に対しても、弁済を拒むことができる。

第九二八条 限定承認者が、前条第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

（**公告期間満了後の弁済**）

第九二九条 第百八十二条第一項の期間内に限定承認をしなかった相続債権者及び受遺者は、限定承認者が承認者に対して弁済を請求する時までに、その相続債権者に対してそれぞれその相続財産の管理人の選任を申立てていない相続債権者の他知れたる相続債権者に対しては、その相続債権者のために弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

（**期限前の弁済**）

第九三〇条① 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定により弁済をしなければならない。家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

（**受遺者に対する弁済**）

第九三一条 限定承認者は、前二条の規定に従って各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

（**弁済のための相続財産の換価**）

第九三二条 前二条の規定に従って弁済をするについて相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。

（**相続債権者及び受遺者の換価手続への参加**）

第九三三条 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競売又は鑑定に参加することができる。この場合においては、第二百六十条第二項の規定を準用する。

（**不当な弁済をした限定承認者の責任等**）

第九三四条① 限定承認者は、第九百二十七条の公告若しくは催告をすることを怠り、又は同条第一項の期間内に相続債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによって他の相続債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。第九百二十九条から第九百三十一条までの規定に準じて弁済をしたときも、同様とする。

② 前項の規定は、情を知って不当に弁済を受けた相続債権者又は受遺者に対する他の相続債権者又は受遺者の求償を妨げない。

③ 第七百二十四条の規定は、前項の場合について準用する。

（**公告期間内に申出をしなかった相続債権者及び受遺者**）

第九三五条 第百八十二条第一項の期間内に同項の申出をしなかった相続債権者及び受遺者に限定承認者に知れたるものに対しては、残余財産についてのみその権利を行使することができる。ただし、相続財産についての優先権を有する者は、この限りでない。

（**相続人が数人ある場合の相続財産の管理人**）

第九三六条① 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

② 前項の相続人の選任は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

③ 第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の管理人について準用する。

第九百二十七条（**限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任**）① 限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があった後十日以内」と読み替えるものとする。

第九百二十八条（**法定単純承認の事由がある場合の相続債権者**）① 第九百二十一条第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続財産をもって弁済を受けることができなかった債権者に対し、当該共同相続人に対し、その相続分に応じて権利を行使することができる。

第三節　相続の放棄

（相続の放棄の方式）

第九百三八条　相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

（相続の放棄の効力）

第九百三九条　相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

（相続の放棄をした者による管理）

第九百四〇条① 相続の放棄をしようとする者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

② 第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第五章　財産分離

（相続債権者又は受遺者の請求による財産分離）

第九百四一条① 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から、相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後も、同様とする。

② 家庭裁判所が前項の請求によって財産分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があったことと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

③ 前項の期間は、官報に掲載してする。

（財産分離の効力）

第九百四二条　財産分離の請求をした者及び前条第二項の規定により配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先立って弁済を受ける。

（財産分離の請求後の相続財産の管理）

第九百四三条① 財産分離の請求があったときは、家庭裁判所は、財産分離の命令を命ずることができる。

② 相続財産の管理については、第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

（財産分離の請求後の相続人による管理）

第九百四四条① 相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があったときは、相続財産の管理人を選任したときは、この限りでない。

② 第六百四十五条から第六百四十七条まで並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（不動産についての財産分離の対抗要件）

第九百四五条　財産分離は、不動産については、その登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

（物上代位の規定の準用）

第九百四六条　第三百四条の規定は、財産分離の場合について準用する。

（相続債権者及び受遺者に対する弁済）

第九百四七条① 相続人は、第九百四十一条第一項及び第二項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権の行使を害することはできない。

② 第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

③ 第九百五十条から第九百二十四条までの規定は、前項の場合について準用する。

（相続人の固有財産からの弁済）

第九百四八条　財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産をもって全部の弁済を受けることができなかった場合に限り、相続人の固有財産については、その権利を行使することができる。この場合においては、相続人の債権者は、その者に先立って弁済を受けることができる。

（相続人の固有財産への防止等）

第九百四九条　相続人は、その固有財産をもって相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。ただし、相続人の債権者が、これによって損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。

（相続人の債権者の請求による財産分離）

第九百五〇条① 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、相続人の債権者が、家庭裁判所に対して財産分離の請求をすることができる。

② 第三百四十五条、第九百四十二条から第九百四十七条まで及び第九百四十八条の規定は、前項の場合について準用する。ただし、第九百二十七条の公告及び項の公告は、催告は、財産分離の請求をした債権者がしなければならない。

第六章　相続人の不存在

（相続財産法人の成立）

第九百五一条　相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

（相続財産の管理人の選任）

第九百五二条① 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

② 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

（不在者の財産の管理人に関する規定の準用）

第九百五三条　第二十七条から第二十九条までの規定は、前条第一項の相続財産の管理人（以下この章において単に「相続財産の管理人」という。）について準用する。

（相続財産の管理人の報告）

第九百五四条　相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。

（相続財産法人の不成立）

第九百五五条① 相続人のあることが明らかになったときは、第九百五十一条の法人は、成立しなかったものとみなす。ただし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

（相続財産の管理人の代理権の消滅）

第九百五六条① 相続財産の管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

② 前項の場合には、相続財産の管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。

（相続債権者及び受遺者に対する弁済）

第九百五七条① 第九百十二条第二項の公告があった後二箇月以内に相続人のあることが明らかになかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで、第九百三十六条ただし書を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。

（相続人の捜索の公告）

第九百五八条　前条第一項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があらば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

（権利を主張する者がない場合）

第九百五九条の二　前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がないときは、相続人並びに相続人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。

（特別縁故者に対する相続財産の分与）

第九百五八条の三① 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

② 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内にしなければならない。

（残余財産の国庫への帰属）

第九百五九条　前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

第七章　遺言

第一節　総則

（遺言の方式）

第九百六〇条　遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。

（遺言能力）

第九百六一条　第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定は、遺言については、適用しない。

第九百六二条　遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。

第九百六三条　十五歳に達した者は、遺言をすることができる。

（包括遺贈及び特定遺贈）

第九百六四条　遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。

第九百六五条　遺言者は、遺言により相続人に関する特別の定めを定めることができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。

（相続人に関する規定の準用）

第九百六六条　第八百八十六条及び第八百九十一条の規定は、受遺者について準用する。

（被後見人の遺言の制限）

第九百六七条① 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

② 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。

第二節　遺言の方式

第一款　普通の方式

（普通の方式による遺言の種類）

第九百六七条　遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

（自筆証書遺言）

第九百六八条① 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

ない。

② 自筆証書遺言の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

第九六九条　（公正証書遺言） 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一　証人二人以上の立会いがあること。

二　遺言者が遺言の趣旨を口授すること。

三　公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。

四　遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

五　公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

第九六九条の二①　（公正証書遺言の方式の特則） 口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第三号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、通訳人の通訳による申述又は自書とする。

② 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

③ 公証人は、前一項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

第九七〇条①　（秘密証書遺言） 秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一　遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。

二　遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。

三　遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四　公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

② 第九百六十八条第二項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。

第九七一条　（方式に欠ける秘密証書遺言の効力） 秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあっても、第九百六十八条に定める方式を備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。

第九七二条①　（秘密証書遺言の方式の特則） 口がきけない者が秘密証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書して、第九百七十条第一項第三号の申述に代えなければならない。

② 前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。

③ 第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨を封紙に記載して、第九百七十条第一項第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。

第九七三条①　（成年被後見人の遺言） 成年被後見人が、事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

② 遺言にたち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を識る能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載し、署名し、印を押さなければならない。

第九七四条　（証人及び立会人の欠格事由） 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

一　未成年者

二　推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族

三　公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

第九七五条　（共同遺言の禁止） 遺言は、二人以上の者が同一の証書ですることができない。

第二款　特別の方式

第九七六条①　（死亡の危急に迫った者の遺言） 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを筆記することができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。

② 口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。

③ 第一項後段の規定は、前項の場合において、口がきけない者が耳が聞こえない者である場合には、同項後段の規定による筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

④ 前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

⑤ 家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

第九七七条　（伝染病隔離者の遺言） 伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

第九七八条　（在船者の遺言） 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

第九七九条　（船舶遭難者の遺言）

第九七九条① 船舶の遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。

② 口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言は、通訳人の通訳によりこれをなさなければならない。

③ 前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

④ 第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第九八〇条　（遺言関係者の署名及び押印）

第九八一条　（署名又は押印が不能の場合） 第九百七十七条から第九百七十九条までの場合において、署名又は印を押すことのできない者があるときは、立会人又は証人は、その事由を付記しなければならない。

第九八二条　（普通の方式による遺言の規定の準用） 第九百七十五条から第九百八十条までの規定は、第九百七十八条第二項及び第九百七十六条から前条までの規定による遺言について準用する。

第九八三条　（特別の方式による遺言の効力） 第九百七十六条から前条までの規定によりした遺言は、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から六箇月間生存するときは、その効力を生じない。

第九八四条　（外国に在る日本人の遺言の方式） 日本の領の外国に駐在する地に在る日本人が公証証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。

第三節　遺言の効力

第九八五条①　（遺言の効力の発生時期） 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

② 遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。

第九八六条①　（遺贈の放棄） 受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。

② 遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

第九八七条　（受遺者に対する遺贈の承認及び放棄の催告） 遺贈義務者（遺贈の履行をする義務を負う者をいう。以下この節において同じ。）その他の利害関係人は、受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈の放棄を承認したものとみなす。

第九八八条　（受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄）

第九八八条① 受遺者が遺贈の承認または放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、遺贈の承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九八九条①　（遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し） 遺贈の承認及び放棄は、撤回することができない。

② 第九百十九条第二項及び第三項の規定は、遺贈の承認及び放棄について準用する。

第九九〇条　（包括受遺者の権利義務） 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

第九九一条　（受遺者による担保の請求） 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請求することができる。停止条件付きの遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様とする。

第九九二条　（受遺者による果実の取得） 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九九三条①　（遺贈義務者による費用の償還請求） 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を支出した場合について準用する。

② 果実を取収するために支出した通常の必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。

第九九四条①　（受遺者の死亡による遺贈の失効） 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

② 停止条件付きの遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも、前項と同様とする。ただし、遺言者がその

遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九九五条（遺贈の無効又は失効の場合の帰属）　遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を失ったときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

（相続財産に属しない権利の遺贈）

第九九六条　遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時に相続財産に属しないものであるときは、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。

第九九七条①　相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書の規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。

②　前項の場合において、同項に規定する権利を取得することができないとき、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなければならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

（不特定物の遺贈義務者の担保責任）

第九八条①　不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。物瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなければならない。

②　不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなければならない。

（遺贈の物上代位）

第九九九条①　遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

②　遺贈の目的物が、他の物と付合し、又は混和したる場合において、遺言者が第二百四十三条から第二百四十五条までの規定により合成物又は混和物の単独所有又は共有者となったときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的としたものと推定する。

（第三者の権利の目的である財産の遺贈）

第一〇〇〇条　遺贈の目的である財産が、権利が遺言者の死亡の時において第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対して、その権利の目的である権利の取得を目的とする義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

（債権の遺贈の物上代位）

第一〇〇一条①　債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物がなお相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

②　金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合においては、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときであっても、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

（負担付遺贈）

第一〇〇二条①　負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負う。

②　受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者は、自ら受遺者となることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

（負担付遺贈の受遺者の免責）

第一〇〇三条　負担付遺贈の目的の価額が相続限定承認又は遺留分回復の訴えによって減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じて、その負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第四節　遺言の執行

（遺言書の検認）

第一〇〇四条①　遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

②　前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

③　封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。

（過料）

第一〇〇五条　前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外において開封した者は、五万円以下の過料に処する。

（遺言執行者の指定）

第一〇〇六条①　遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

②　遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

③　遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

（遺言執行者の任務の開始）

第一〇〇七条　遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行なわなければならない。

（遺言執行者に対する就職の催告）

第一〇〇八条①　利害関係人は、遺言執行者に対し、相当な期間を定めて、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、遺言執行者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

（遺言執行者の欠格事由）

第一〇〇九条　未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

（遺言執行者の選任）

第一〇一〇条　遺言執行者がないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

（相続財産の目録の作成）

第一〇一一条①　遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成しなければならない。

②　遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会いをもって相続財産の目録を作成し、又は公証人にこれを作成させなければならない。

（遺言執行者の権利義務）

第一〇一二条①　遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

②　第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

（遺言の執行の妨害行為の禁止）

第一〇一三条　遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

（特定財産に関する遺言の執行）

第一〇一四条　前三条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

（遺言執行者の地位）

第一〇一五条　遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

（遺言執行者の復任権）

第一〇一六条①　遺言執行者は、やむむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

②　遺言執行者が前項ただし書の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第百五条に規定する責任を負う。

（遺言執行者が数人ある場合の任務の執行）

第一〇一七条①　遺言執行者が数人ある場合には、その任務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

②　各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

（遺言執行者の報酬）

第一〇一八条①　家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬の額を定めたときは、この限りでない。

②　第六百五十八条第一項及び第三項の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。

（遺言執行者の解任及び辞任）

第一〇一九条①　遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家庭裁判所に請求することができる。

②　遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

第八章　遺留分

（遺留分の帰属及びその割合）

第一〇二〇条　兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

一　直系尊属のみが相続人である場合　被相続人の財産の三分の一

二　前号に掲げる場合以外の場合　被相続人の財産の二分の一

（遺留分の算定）

第一〇二一条①　遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に、その贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。

（委任の規定の準用）

第一〇二二条　第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合について準用する。

（遺言の執行に関する費用の負担）

第一〇二三条　遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

第五節　遺言の撤回及び取消し

（遺言の撤回）

第一〇二四条　遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。

（前の遺言と後の遺言との抵触等）

第一〇二五条①　前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。

②　抵触する場合について準用する。

（遺言書又は遺言の目的物の破棄）

第一〇二六条　遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

（撤回された遺言の効力）

第一〇二七条　前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回されたものであっても、取り消されたときは、その効力を回復しない。ただし、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

（遺言の撤回権の放棄の禁止）

第一〇二八条　遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。

（負担付遺贈に係る遺言の取消し）

第一〇二九条　負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当な期間を定めてその履行の催告をすることができる。この場合において、その期間内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

②　条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。

第一〇三〇条　贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

（遺贈又は贈与の減殺請求）

第一〇三一条　遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

（条件付権利等の贈与又は遺贈の一部の減殺）

第一〇三二条　条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第千二十九条第二項の規定により定めた価格に従い、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならない。

（贈与と遺贈の減殺の順序）

第一〇三三条　贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。

（遺贈の減殺の割合）

第一〇三四条　遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

（贈与の減殺の順序）

第一〇三五条　贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対してする。

（受贈者による果実の返還）

第一〇三六条　受贈者は、その返還すべき財産のほか、減殺の請求があった日以後の果実を返還しなければならない。

（受贈者の無資力による損失の負担）

第一〇三七条　減殺を受けるべき受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

（負担付贈与の減殺請求）

第一〇三八条　負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。

（不相当な対価による有償行為）

第一〇三九条　不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

（受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等）

第一〇四〇条①　減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。ただし、譲受人が譲渡の時において遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。

②　前項の規定は、受贈者が贈与の目的につき権利を設定した場合について準用する。

（遺留分権利者に対する価額による弁償）

第一〇四一条①　受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

②　前項の規定は、前条第一項ただし書の場合について準用する。

（減殺請求権の期間の制限）

第一〇四二条　減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

（遺留分の放棄）

第一〇四三条①　相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

②　共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

（代襲相続及び相続分の規定の準用）

第一〇四四条　第八百八十七条第二項及び第三項、第九百条、第九百一条、第九百三条並びに第九百四条の規定は、遺留分について準用する。

○動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇・五・三五法二九）附則四七条（平成三一・五・二四までに施行）

（動産の譲渡の対抗要件の特例等）

第三条① 法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあったものとみなす。

②③（略）

○消費者契約法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・消費者契約法の一部を改正する法律（平成三〇・六・一五法五四）本則（平成三一・六・一五施行）

（事業者及び消費者の努力）

第三条① 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

②（略）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条①（略）

② 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して当該重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が、当該消費者に対し当該事実を告げようとしたもしかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

③（柱書略）

一・二（略）

三―八（改正により追加）

④―⑥（略）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条①（柱書略）

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

② 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにするこれを目的とする契約で、当該消費者契約の締結に先立ってはこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負うこととされている場合、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

第八条の三（改正により追加）

○信託法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二三法七二）附則二七条（平成三一・七・二までに施行）

第九五条の二（改正により追加）

○商法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇・五・二五法二九）本則一条（平成三一・五・二四までに施行）

第一編

第八章　雑　則（改正により削られた）

第三三条　この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもつて、署名に代えることができる。（改正により削られた）

第三三条から第五〇〇条まで【商業帳簿・商業使用人・代理商、会社】削除

第二編

第五章　仲立営業（第五章全部改正）

第五四三条【定義】仲立人トハ他ノ人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第五四四条【当事者のための給付を受ける権限】仲立人ハ其媒介シタル行為ニ付キ当事者ノ為メ支払其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得只個別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第五四五条【見本保管の義務】仲立人カ其媒介スル行為ニ付キ見本ヲ受取リタルトキハ其行為カ完了スルマテノ之ヲ保管スルコトヲ要ス

第五四六条【結約書に関する義務】①当事者間ニ於テ行為カ成立シタルトキ仲立人ハ遅滞ナク各当事者ノ氏名又ハ商号、行為ノ年月日及ヒ其要領ヲ記載シタル書面ヲ作リ署名ノ後之ヲ各当事者ニ交付スルコトヲ要ス

②当事者カ直チニ履行ヲ為スヘキ場合ヲ除ク外仲立人ハ各当事者ニ対シ前項ノ書面ニ署名セシメタル後之ヲ其相手方ニ交付スルコトヲ要ス

③前二項ノ場合ニ於テ当事者ノ一方カ書面ヲ受領セス又ハ之ニ署名セサルトキ仲立人ハ遅滞ナク其相手方ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第五四七条【帳簿に関する義務】①仲立人ハ其帳簿ニ前条第一項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

②当事者ハ何時ニテモ仲立人ハ自己ノ為メニ媒介シタル行為ニ付キ其帳簿ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第五四八条【氏名黙秘の義務】当事者カ其氏名又ハ商号ヲ相手方ニ示サルヘキ旨ヲ仲立人ニ命シタルトキハ仲立人ハ第五百四十六条第二項ノ書面及ヒ前条第二項ノ謄本ニ其氏名又ハ商号ヲ記載スルコトヲ得

第五四九条【報酬請求権】①仲立人ハ第五百四十六条ノ手続ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ニ付キ請求スルコトヲ得ス

②仲立人ハ報酬ハ当事者双方平分シテ之ヲ負担ス

第六章　問屋営業（第六章全部改正）

第五五〇条【報酬請求権】①仲立人ハ第五百四十六条ノ手続ヲ為ス責ニ任ス

第五五一条【定義】問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第五五二条【問屋の法律上の地位】①問屋ハ他人ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ因リ相手方ニ対シテ自ラ権利ヲ得義務ヲ負フ

②問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外委任及ヒ代理ニ関スル規定ヲ準用ス

第五五三条【自ら履行をする義務】問屋ハ委託者ノ為メニ為シタル販売又ハ買入ニ付キ相手方ト債務ヲ履行サル場合ニ於テハ自ラ履行ヲ為ス責ニ任ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第五五四条【指定価額のある場合の特則】問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉価ニテ販売ヲ為シ又ハ高価ニテ買入ヲ為シタル場合ニ於テハ自己其差額ヲ負担スルトキハ其販売又ハ買入ヲ委託者ニ対シテ其効力ヲ生ス

第五五五条【介入権】①問屋ハ取引所ノ相場ノアル物品ト販売又ハ買入ノ委託ヲ受クタルトキハ自ラ買主ノ売主ト為リ又ハ売主ノ買主ト為リタルコトノ通知ヲ発シタル時ニ於テハ取引所ノ相場ニ依リテノミ之ヲ定ム

②前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ対シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第五五六条【供託又は競売の権利】問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ委託者カ買入ノ物品ヲ受取ルコトヲ拒ミマシタルトキハ問屋ハ第五百二十四条ノ規定ヲ準用スヲ受取ルコト能ハサルトキハ第五百二十四条ノ規定ヲ準用ス

第五五七条【通知義務及び留置権】第二十七条及ヒ第三十一条ノ規定ハ問屋ニ之ヲ準用ス

第五五八条【準問屋】本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ販売又ハ買入ニ非サル行為ヲ為スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス

第七章　運送取扱営業（第七章全部改正）

第五五九条【定義】①運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

②運送取扱人ハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ関スル規定ヲ準用ス

第五六〇条【損害賠償責任】①運送人ハ其使用人ノ運送ヲ受取リ送状ヲ交付シ運送ニ関スル注意ヲ怠リサリシコトヲ証スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延着ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

②運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

第五六一条【留置権】①数人相次テ運送ス取次ヲ為スヲ場合ニ於テハ後者カ前者ノ権利ヲ行使スル義務ヲ負フ

②前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ弁済ヲ為シタルトキハ前者ノ権利取得ス

第五六二条【中間運送送扱人の権利】①数人相次テ運送ス取次ヲ為スヲ場合ニ於テハ後者ハ前者ニ代ハリテ其権利ヲ行使スル義務ヲ負フ

②前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ弁済ヲ為シタルトキハ前者ノ権利ヲ取得ス

第五六三条【運送人の権利の取得】運送取扱人カ運送人ニ弁済ヲ為シタルトキハ運送人ノ権利ヲ取得ス

第五六四条【介入権】①運送取扱人ハ特約ナキトキハ自己運送ヲ義務ヲ有ス

第五六五条【介入権】①運送取扱人ハ特約ナキトキハ自己運送ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ運送取扱人ハ運送人ト同一ノ権利

②運送取扱人カ委託者ト請求ニ因リテ貨物引換証ヲ作リタルトキハ自己運送ヲ為スヲ不利ト看做ス

第五六六条【責任の短期時効】①運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送ヲ受取リタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘキリシ日ヨリ之ヲ起算ス

③前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五六七条【委託者・荷受人に対する債権の短期時効】運送取扱時効ノ委託者ハ荷受人ニ対スル債権ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第五六八条【物品運送に関する規定の準用】第五百七十八条及ヒ第五百八十三条ノ規定ハ運送取扱営業ニ之ヲ準用ス

第八章　運送営業（第八章全部改正）

第一節　総則

第五六九条【定義】運送人トハ陸上又ハ湖川、港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二節　物品運送

第五七〇条【運送状】①荷送人ハ運送人ノ請求ニ因リ運送状ヲ交付スルコトヲ要ス

②運送状ニハ次ノ事項ヲ記載シ荷送人ニ署名スルコトヲ要ス

一　運送品ノ種類、重量又ハ容積及ヒ其荷造ノ種類、個数並ニ記号

二　到達地

三　荷受人ノ氏名又ハ商号

四　運送状ノ作成及ヒ其作成ノ年月日

第五七一条【貨物引換証の作成】①運送人ハ荷送人ノ請求ニ因リ貨物引換証ヲ交付スルコトヲ要ス

②貨物引換証ニハ左ノ事項ヲ記載シ運送人ノ之ニ署名スルコトヲ要ス

一　前条第二項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事項

二　荷送人ノ氏名又ハ商号

三　運送賃

四　貨物引換証ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第五七二条【同前文言証券性】貨物引換証ノ作リタルトキハ運送品ニ関スル処分ハ貨物引換証ヲ作リタルトキハ運送品ノ保管ニ関スル事項ハ運送人ト所持人トノ間ニ於テハ貨物引換証ノ定ムル所ニ依ル

第五七三条【同前処分証券性】貨物引換証ヲ作リタルトキハ運送品ニ関スル処分ハ貨物引換証ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第五七四条【同前前一法律上当然の指図証券性】貨物引換証ハ其記名式ナルトキモ雖モ裏書ニ依リテノミ譲渡スコトヲ得但貨物引換証ニ裏書ノ禁ス旨ノ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

第五七五条【同前物権的効力】貨物引換証ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換証ヲ交付シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル権利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ効力ヲ有ス

第五七六条【運送賃請求権】①運送品ノ全部又ハ一部カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ其運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス若シ運送人カ既ニ其運送賃ノ全部又ハ一部ヲ受取リタルトキハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

②運送品ノ全部又ハ一部カ其性質ノ若クハ瑕疵又ハ荷送人ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ運送人ハ運送賃ノ全額ヲ請求スルコトヲ得ス

第五七七条【損害賠償責任】運送人ハ自己若クハ運送取扱人又ハ其使用人其他他人ヲ使用シタル者カ運送品ノ受取、引渡、保管及ヒ運送ニ関シ為メ使用シタル者カ運送品ノ滅失、毀損又ハ延着ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第五七八条【高価品に関する特則】貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ荷送人カ運送ヲ委託スルニ当タリ其種類及ヒ価額ヲ明告シタルニ非サレハ運送人ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第五七九条【相次運送人の運送品の滅失、毀損又は延着ニ付キ連帯責任】数人相次テ運送ヲ為ス場合ニ於テハ各運送人ハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延着ニ付キ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第五八〇条【損害賠償の額】①運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ額ハ其引渡アルヘカリシ日ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム

②運送品ノ一部ノ滅失ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アリタル日ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但延着ノ場合ニハ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

③運送品ノ滅失又ハ毀損ノ為メ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ハ前項ノ賠償額ヨリ之ヲ控除ス

第五八一条【同前】運送品カ運送人ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失、毀損又ハ延着シタルトキハ運送人ハ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五八二条【運送品の処分権】①荷送人又ハ貨物引換証ノ所持人

有効な改正前規定（商法）

有効な改正前規定（商法）

ハ運送人ニ対シ運送ノ中止、運送品ノ返還其他ノ処分ヲ請求シ
ルコトヲ得此場合ニ於テハ運送人ハ既ニ為シタル運送ノ割合ニ
応スル運送賃、立替金及ヒ其処分ニ因リテ生シタル費用ノ弁済
ヲ請求スルコトヲ得
②前項ニ定メタル権利ハ、運送品ノ到達地ニ達シタル後荷
受人ガ其引渡ヲ請求シタル時消滅ス

第五八三条【荷受人による荷送人の権利の取得】①運送品カ到達
地ニ達シタル後ハ荷受人ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ
権利ヲ取得ス
②荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送人ニ対シ運送賃其他ノ
費用ヲ支払フ義務ヲ負フ

第五八四条【貨物引換証の受戻証券性】貨物引換証ヲ作リタル場
合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ請求スルコトヲ
得ス

第五八五条【供託又は競売の権利、荷受人不明の場合】①荷受人
ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコト
ヲ得
②前項ノ場合ニ於テ運送人カ荷送人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メ運送
品ノ処分ニ付キ指図ヲ為スヘキ旨ノ催告スルモ荷送人カ其指図
ヲ為ササルトキハ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第五八六条【同前の引渡しに争いのある場合】①前条ノ規定ハ運
送品ノ引渡ニ関シ争アル場合ニ之ヲ準用ス
②運送人カ競売ヲ為スニハ相当ノ期間ヲ定メテ
③運送人カ前項ノ規定ニ従ヒテ運送品ノ供託又ハ競売ヲ為シタ
ルトキハ遅滞ナク荷送人ニ対シテモ運送品ノ供託又ハ競売ヲ
通知スルコトヲ要ス

第五八七条【売買に関する規定の準用】第五百二十四条第二項及
ヒ第五百二十六条ノ規定ハ運送人ノ責任ニ之ヲ準用ス

第五八八条【責任の特別消滅事由】①運送人ノ責任ハ荷受人カ留
保ヲ為サスシテ運送品ヲ受取リ且運送賃其他ノ費用ヲ支払ヒタ
ハ一部滅失ヲ消滅ス但運送品ニ直チニ発見スヘキ滅失ノ場合ニ於テハ荷受人カ引渡ノ日ヨリ二週間内
ニ運送人ニ対シテ其通知ヲ発シタルトキハ此限ニ在ラス
②前項ノ規定ハ運送人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五八九条【運送取扱人に関する規定の準用】第五百八十二条、
第五百六十三条、第五百六十六条及ヒ第五百六十七条ノ規定ハ
運送人ニ之ヲ準用ス

第三節　旅客運送

第五九〇条【旅客に関する責任】①旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使
用人カ運送ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ
旅客カ運送ノ為メニ受ケタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルコトヲ
得ス
②損害賠償ノ額ニ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情
況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第五九一条【引渡しを受けた手荷物に関する責任】①旅客ノ運送
人ハ旅客ノ引渡ヲ受ケタル手荷物ノ滅失ヲ毀損ニ付テハ特ニ運送賃ヲ請求
セサルトキハ雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ
②手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ一週間内ニ旅客カ其引渡ヲ請
求セサルトキハ旅客ハ運送人ニ対シ相当ノ期間ヲ定メテ其住所又ハ居所
ノ知レサルトキハ旅客ハ公告ヲ以テ通知ヲ為スコトヲ要セス

第五九二条【引渡しを受けない手荷物に関する責任】旅客ノ運送
人ハ旅客ヲシテ引渡ヲ受ケタル手荷物ノ滅失ヲ毀損ニ付テハ自
己又ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ責ニ任セス

第九章　寄託（第九章全部改正）

第一節　総則

第五九三条【寄託を受けた者の責任】商人ノ其営業ノ範囲内ニ
於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ受ケサルトキト雖モ善良ナル
管理者ノ注意ヲ為スコトヲ要ス

第五九四条【客の来集を目的とする場屋の主人の責任】①旅店、
飲食店、浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄
託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタル
コトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルコトヲ得ス
②客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯スル物品ハ場屋
ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキ
ハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス
③客ノ携帯品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場
屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第五九五条【高価品に関する特則】貨幣、有価証券其他ノ高価品
ニ付テハ客カ其種類及ヒ価額ヲ明告シテ之ヲ前条ノ場屋ノ主人
ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損
ニ因リテ生シタル損害ノ賠償スル責ニ任セス

第五九六条【責任の短期時効】①前二条ノ責任ハ場屋ノ主人カ寄
託物ヲ返還シ又ハ客カ携帯品ヲ持去リタル後一年ヲ経過シタル
トキハ時効ニ因リテ消滅ス
②前項ノ期間ハ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタ
ル時ヨリ之ヲ起算ス
③前二項ノ規定ハ場屋ノ主人ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セ
ス

第二節　倉庫営業

第五九七条【定義】倉庫営業者トハ他人ノ為メニ物品ヲ倉庫ニ保
管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

第五九八条【預り証券及び質入証券の発行】倉庫営業者ハ寄託者
ノ請求ニ因リ寄託物ノ預証券及ヒ質入証券ヲ交付スルコトヲ要
ス

第五九九条【預り証券の記載事項】預証券及ヒ質入証券ニハ左ノ事項
及ヒ番号ヲ記載シ倉庫営業者ノ署名スルコトヲ要ス
一　受寄物ノ種類、品質、数量及ヒ其荷造ノ種類、個数並ニ
記号
二　寄託者ノ氏名又ハ商号
三　保管ノ場所
四　保管料
五　保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間
六　受寄物ヲ保険ニ付シタルトキハ保険金額、保険期間及ヒ
保険者ノ氏名又ハ商号

第六〇〇条【帳簿の記載】倉庫営業者ハ預証券及ヒ質入証券ヲ寄
託者ニ交付シタルトキハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要
ス
一　前条第一号、第二号及ヒ第四号乃至第六号ニ掲ケタル事
項
二　証券ノ番号及ヒ其作成ノ年月日

第六〇一条【分割部分に対する証券の発行】①預証券及ヒ質入証
券ノ所持人ハ倉庫営業者ニ対シ寄託物ノ分割シ且其各部分ニ対
スル預証券及ヒ質入証券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於
テハ所持人ハ前ノ預証券及ヒ質入証券ヲ倉庫営業者ニ返還シ
コトヲ要ス
②前項ニ定メタル寄託物ノ分割及ヒ証券ノ交付ニ関スル費用ハ所
持人之ヲ負担ス

第六〇二条【文言証券性】預証券及ヒ質入証券ヲ作リタルトキハ
寄託ニ関スル事項ハ倉庫営業者ト所持人トノ間ニ於テハ其証券
ノ定ムル所ニ依ル

第六〇三条【法律上当然の指図証券性】①預証券及ヒ質入証券ハ
其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡シ又ハ之ヲ質入
ニ在テハ
②預証券ノ所持人カ未タ質入ヲ為ササル間ハ預証券及ヒ質入証券
ハ各別ニ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第六〇四条【証券の物的効力】第五百十三条及ヒ第五百七十
五条ノ規定ハ預証券及ヒ質入証券ニ之ヲ準用ス

第六〇五条【証券滅失による再発行】預証券又ハ質入証券ノ滅失
シタルトキハ其所持人ハ相当ノ担保ヲ供シテ更ニ其証券ノ交付
ヲ請求スルコトヲ得但此場合ニ於テハ倉庫営業者ハ其旨ヲ帳簿ニ
記載スルコトヲ要ス

第六〇六条【第一の質入裏書】①質入証券ニハ第一ノ質入裏書ヲ為
スヘシ債権額、其利息及ヒ弁済期ヲ記載シ之ニ署
②第一ノ質権者カ前項ノ掲ケタル事項ヲ預証券ニ記載シテ之ニ署
名スルニ非サレハ質権ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六〇七条【預り証券持人の義務】①預証券ノ所持人ハ寄託物ヲ
以テ預証券ニ記載シタル債権額及ヒ息ヲ弁済スル義務ヲ負フ

第六〇八条【質入証券所持人の債権の弁済の場所】質入証券ノ所持
人カ弁済期ニ至リ支払ヲ受ケタルトキハ手形ニ関スル規定ニ従ヒテ拒絶証書ヲ作
ラシムルコトヲ要ス

第六〇九条【質入証券所持人の競売請求】質入証券ノ所持人ハ拒
絶証書作成ノ日ヨリ一週間ノ経過シタル後ニ非サレハ寄託物ノ
競売ヲ請求スルコトヲ得ス

第六一〇条【競売代金中からの支払】①倉庫営業者ハ競売代金ノ
ミヲ以テ質入証券ノ所持人ニ対シ其費用、受寄者ニ課スヘキ報酬、
保管ニ関スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其残額ヲ質入証券
ト引換ニ其所持人ニ支払フコトヲ要ス
②競売代金ヲ以テ質入証券ノ所持人ハ倉庫営業者ニ対シ其権利、
及ヒ質入証券ノ所持人ノ倉庫営業者ニ対シ有スル債権額、利息、
担保料、立替金及ヒ其他ノ費用ニ付キ弁済ヲ受ケタル日ヨリ一
週間内ニ其残額ヲ返還スルコトヲ要ス

第六一一条【競売代金不足の場合の処置】競売代金ヲ以テ質入証
券ニ記載シタル債権ノ全部ヲ弁済スルコト能ハサリシトキハ倉
庫営業者ハ其旨ヲ質入証券ニ記載シテ其証券ヲ返
還シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六一二条【裏書人に対する遡求権】①質入証券ノ所持人ハ先ツ
寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケ尚ホ不足アルトキハ其裏書人ニ対シテ
不足額ヲ請求スルコトヲ得
②手形法第四十五条第一項第三号及ヒ第五項第六項、第四十八条第一
項、第四十九条及ヒ第五十条第一項ノ規定ハ前項ニ定メタル不
足額ノ請求ニ之ヲ準用ス
③手形法第五十二条第三項ノ規定ハ不足額ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六一三条【裏書人に対する遡求権】①質入証券ノ所持人ハ先ツ
寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケ尚ホ不足アルトキハ其裏書人ニ対シテ
不足額ヲ請求スルコトヲ得
②手形法第四十五条第一項第三号及ヒ第五項第六項、第四十八条第一
項、第四十九条及ヒ第五十条第一項ノ規定ハ前項ニ定メタル不
足額ノ請求ニ之ヲ準用ス
③手形法第五十二条第三項ノ規定ハ不足額ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六一四条【遡求権の喪失】質入証券ノ所持人カ弁済期ニ至リ支
払ヲ受ケサリシ場合ニ於テ拒絶証書ヲ作ラシメサリシトキ又ハ
拒絶証書作成ノ日ヨリ二週間内ニ寄託物ノ競売ヲ請求セサリシ
トキハ其裏書人ニ対シ其遡求権ノ権利失フ

第六一五条【質入証券所持人の権利の短期時効】質入証券所持
人ノ預証券所持人ニ対シテ有スル請求権ハ弁済期ヨリ一年質入証券裏書
人ノ其裏書人ニ対シテ有スル請求権ハ其前者ニ対スル請求権ハ爾後一
年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
②前項ノ期間ハ質入証券ノ其前者ニ対スル請求権ハ爾後一年質入証券ノ
其前者ニ対スル請求権ハ其前者ニ対スル請求権ハ爾後一年ヲ経過シタル日ヨ
リ六個月ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
③前二項ノ規定ハ質入証券ノ所持人カ其裏書人ニ対シテ有スル請求
権ニ付キ弁済期ヨリ一年ヲ経過シタル日ヨリ六個月ヲ経過シタル日ヨリ
後ニ至リテハ之ヲ適用セス

第六一六条【保管の期間】①質入証券ノ所持人ハ寄託物ノ保管ニ
関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ寄託物ノ滅失
ヲ賠償スル責ヲ免ルコトヲ得ス
②寄託物ノ点検ヲ為ムルコトヲ得
③質入証券ノ所持人ハ営業時間内何時ニテモ倉庫営業者
ニ対シテ寄託物ノ点検若クハ其見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ
必要ナル処分ヲ為シ得ル

第六一七条【保管の期間】①質入証券ノ所持人ハ営業時間内何時ニテモ倉庫営業者
ニ対シテ寄託物ノ返還ヲ為スコトヲ得
②質入証券ノ所持人ハ営業時間内何時ニテモ倉庫営業者
ニ対シテ寄託物ノ返還ヲ為スコトヲ得
③倉庫営業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ関シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ其滅
失ヲ賠償スル責ヲ免ルコトヲ得ス

第六一八条【保管料請求権】①倉庫営業者ハ受寄物ノ保管料及ヒ立替金其他受寄者ニ関スル債権ニ付キ其寄託物ニ付キ
ハ倉庫営業者ノ受寄物ノ出庫ノ時ニ非サレハ其返還ヲ為スコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ応シテ
其支払ヲ請求スルコトヲ得
②前項ノ場合ニ於テハ倉庫営業者ハ受寄物ノ出庫ノ時ニ非サ
レハ其返還ヲ為スコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第六二〇条【受託証券性】預証券及ヒ質入証券ニ作リタル場合ニ

第三編　海商（第三編全部改正）

第一章　船舶及ヒ船舶所有者

有効な改正前規定（商法）

於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第六二一条【預り証券所持人の寄託物全部の返還請求権】預証券ノ所持人ハ預証券ニ記載シタル寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第六二二条【預り証券所持人の寄託物一部の返還請求権】①預証券ノ所持人カ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫営業者ハ供託ヲ受ケタル金額及ヒ返還シタル寄託物ノ数量ヲ預証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

②前項ニ定メタル寄託物ノ一部出庫ニ関スル費用ハ預証券ノ所持人ヲ負担ス

第六二三条【質入証券所持人の供託金に対する権利】①前二条ノ場合ニ於テ質証券ノ所持人ハ権利ハ供託金ノ上ニ存在ス

②第六百十二条ノ規定ハ前条第一項ノ供託金ヲ以テ人証券ニ記載シタル債権ノ一部ヲ弁済シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六二四条【供託又は競売の権利】①第五百二十四条第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預証券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニハテ預入証券ノ所持人ノ権利ハ競売代金ノ上ニ存在ス

②第六百十二条及ヒ第六百十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六二五条【責任の特別消滅事由】第五百八十八条ノ規定ハ倉庫営業者ニ之ヲ準用ス

第六二六条【責任の短期時効】①寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫営業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫営業者カ預証券ノ所持人カ知ルトキハ寄託者ニ対シテ其滅失ノ通知ヲ発シタル日ヨリ起算ス

③前二項ノ規定ハ倉庫営業者ニ悪意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第六二七条【倉庫証券の発行、預り証券に関する規定の準用】①倉庫営業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ預証券及ヒ質入証券ニ代ヘテ倉荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス

②倉荷証券ニハ預証券ニ関スル規定ヲ準用ス

第六二八条【倉証券に対する差押えの制限】倉荷証券ヲ以テ質権ノ目的ヲ為シタル場合ニ於テ倉庫営業者ノ承諾アル請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫営業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ数量ヲ倉荷証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六二九条乃至第六三三条【保険】削除

第二編　海商（第三編全部改正）

第一章　船舶及ヒ船舶所有者

第六三四条【船舶の定義】①本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スル一モノヲ謂フ

②本編ノ規定ハ航海ノ用ニ供スル端母其他櫓櫂ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓櫂ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス

第六三五条【船舶の従物】船舶ノ属具目録ニ記載シタル物ハ其従物ト推定ス

第六三六条【船舶の登記】①船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ其船舶国籍証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ハ総噸数二噸未満ノ船舶ニハ之ヲ適用セス

第六三七条【船舶所有権移転の対抗要件】船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為ス目船舶国籍証書ニ之ヲ記載スル之ニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六三八条【航海中の船舶の譲渡】航海中ニ在ル船舶ノ所有権ヲ譲渡シタル場合ニ於テ特約ナキトキハ其航海ノ因リテ生スル損益ハ譲受人ニ帰スヘシ

第六三八九条【船舶の差押え及び仮差押えの執行の制限】差押及ヒ仮差押ノ執行（仮差押ノ登記ヲ為ス方法ニ依ルモノヲ除ク）ハ発航ノ準備ヲ終ハリタル船舶ニ対シテハ之ヲ為スヲ得ス但其船舶カ発航ヲ為スヲメ生シタル債務ニ付テハ此限ニ在ラス

第六九〇条【船舶所有者の船員等に関する賠償責任】船舶所有者ハ其船員ノ職務ヲ行フニ当リテ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第六九一条及ヒ第六九九条【船舶所有者の委付ー登記、制限】削除

第六九三条【船舶共有ー船舶利用に関する決議】船舶共有者ノ間ニ在リテハ船舶ノ利用ニ関スル事項ハ各其有者ノ持分ノ価格ニ応シ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六九四条【同前ー費用の分担】船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シ船舶ノ利用ニ関スル費用ヲ負担スルコトヲ要ス

第六九五条【同前ー決議反対者の持分買取請求権】①船舶共有者カ新工ノ航海ヲ為スヘキ決議ヲ為シタルトキハ其決議ニ対シテ異議アル者ハ他ノ共有者ニ対シ其持分ノ価格ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ請求ヲ為シタル者ハ決議ノ日ヨリ三日内ニ他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス但此期間ハ決議ノ日ハ之ヲ算入セス

第六九六条【同前ー第三者に対する責任】船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シ船舶ノ利用ニ付テ生シタル債務ヲ弁済スル責ニ任ス

第六九七条【同前ー損益の分配】船舶共有者ハ其持分ノ価格ニ応シテ損益ノ分配ヲ受ク

第六九八条【同前ー持分の譲渡】船舶共有者間ニ組合関係アルトキト雖モ各其有者ハ他ノ共有者ノ承諾ヲ得スシテ其持分ヲ全部スルコトヲ得但船舶管理人ハ此限ニ在ラス

第六九九条【同前ー船舶管理人の選任】①船舶共有者ハ船舶管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

②船舶共有者ニ非サル者ハ船舶管理人ト為スニハ共有者全員ノ同意アルコトヲ要ス

③船舶管理人ノ選任及ヒ其代理権ノ消滅ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第七〇〇条【同前ー船舶管理人の権限】①船舶管理人ハ左ニ掲ケタル行為ヲ除ク外船舶共有者ニ代ハリテ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

一　船舶ヲ保険ニ付スルコト

二　船舶ノ運送若ハ賃貸ヲ為シ又ハ之ヲ抵当ト為スコト

三　新ニ航海ヲ為スコト

四　船舶ノ大修繕ヲ為スコト

五　借財ヲ為スコト

②船舶管理人ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第七〇一条【同前ー船舶管理人の帳簿記載、計算報告の義務】①船舶管理人ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

②船舶管理人ハ毎航海ノ終ニ於テ遅滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ各船舶共有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第七〇二条【船舶共有ためのの持分の取り又は競売】①船舶共有者ノ持分ノ移転又ハ其国籍喪失ニ因リテ船舶カ日本ノ国籍ヲ喪失スヘキトキハ他ノ共有者ハ相当代価ヲ以テ其持分ヲ買取リ又ハ競売ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

②社員ノ持分ヲ移転シ因ニ会社ノ所有ニ属スル船舶カ日本ノ国籍ヲ喪失スヘキトキハ各名会社ニ在テハ他ノ社員、合資会社ニ在テハ他ノ無限責任社員ハ相当代価ヲ以テ其持分ヲ買取ルコトヲ得

第七〇三条【船舶共有賃貸借の登記の効力】船舶ノ賃貸借ハ有登記ヲ其効力ヲ生ス

第七〇四条【船舶賃借人、船舶所有者の第三者に対する関係】①船舶ノ賃借人カ商行ヲ為ス目的ヲ以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ同一ノ権利義務ヲ有ス

②前項ノ場合ニ於テ船舶ノ利用ニ付キ生シタル債務ニ付テハ第三者ニ対シテハ船舶所有者ト同一ノ権利義務ヲ有ス

③有者ニ対シテモ其効力ヲ生ス但先取特権者カ其利用ノ契約ニ反スルコトヲ知レルトキハ此限ニ在ラス

第二章　船長

第七〇五条【職務上の注意責任】①船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ船舶所有者、傭船者、荷送人其他ノ利害関係人ニ対シテ損害賠償ノ責ヲ免ルコトヲ得

②船舶ハ船舶所有者ノ指図ニ従ヒタルトキト雖モ船舶所有者ニ対シテハ前項ニ定メタル責任ヲ免ルコトヲ得ス

第七〇六条【海員監督の責任】海員カ其職務ヲ行フニ当リテ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ船長ハ監督ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ損賠償ノ責ヲ免ルコトヲ得ス

②海員ニ対シテハ前項ニ定メタル責任ヲ免ルコトヲ得ス

第七〇七条【代船長選任の責任】①船長ハ其職務ヲ行フニ付キ自己ノ責任ヲ以テ他人ニ之ヲ代ハラシムルコトヲ得ス

②船長ハ船舶ノ航海ノ用ニ供スル一モノヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓櫂ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス

第七〇八条【船舶の従物】船舶ノ属具目録ニ記載シタル物ハ其従物ト推定ス

第七〇九条【船舶の登記】①船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ其船舶国籍証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ハ総噸数二噸未満ノ船舶ニハ之ヲ適用セス

第七一〇条【船舶所有権移転の対抗要件】船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為ス目船舶国籍証書ニ之ヲ記載スル之ニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第七一一条【航海成就義務】削除

第七一二条【利害関係人のための積荷処分】①船長ハ航海中最モ利害関係人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ積荷ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

②利害関係人ハ船長ノ行為ニ因リ其積荷ニ付テ生シタル債権ノ為メ之ヲ債権者ニ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得但目的ト利害関係人ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

第七一三条【代理権の範囲】①船舶共有者ハ船長ノ為メニ必要ナル行為ヲ為ス権限ヲ有ス

②船舶共有者ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除ク外海員ノ雇入及ヒ屈出ヲ為ス権限ノミヲ有ス

第七一四条【代理権に加えた制限】船長ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対シテハ之ヲ以テ対抗スルコトヲ得ス

第七一五条【特定の行為の制限ー許容】①船長ハ船舶ノ修繕費、救助料其他航海ヲ継続スルニ必要ナル費用ヲ支弁スル為メニ非サレハ左ニ掲ケタル行為ヲ為スコトヲ得ス

一　船舶ヲ抵当ト為スコト

二　積荷ノ全部又ハ一部ヲ売却又ハ質入スルコト但第七百十二条第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

②船長カ積荷ヲ売却又ハ質入シタル場合ニ於テハ其積荷ニ付テハ其賠償ノ額ハ其場所ニ於テ陸揚港ノ例ニ依リテ之ヲ定ム但其価格中ヨリ支払フコトヲ要セサリシ費用ハ控除スルコトヲ要ス

第七一六条【事務管理と船舶所有者の委付】削除

第七一七条【船舶競売の権限】船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキハ船長ハ管海官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ競売スルコトヲ得

第七一八条【相続の修繕不能】①左ノ場合ニ於テハ船舶ハ修繕スルコト能ハサルニ至リタルモノト看做ス

一　船舶カ航海ヲ為シタル地ニ到ルコト能ハサル且其修繕ヲ為スヲメ地ニ於テ修繕ヲ受クルコト能ハス且其修繕費ヲカ船舶ノ価額ノ四分ノ三ニ超ユルトキ

二　修繕費ハ船舶ノ価額ノ四分ノ三ニ超ユルトキト雖モ其修繕ヲ為スヲメ地ニ於テ船舶カ航海ヲ為シタル場合ニ於テハ其発航時ニ於テ船舶ノ価額ハ船舶カ航海ヲ為シタル場合ニ於テハ其修繕費ヲ以テ其修繕ヲ為スヲメ地ニ於テ船舶ノ価額ニ付キ船舶所有者ニ対シテ其価額

有効な改正前規定（商法）

第七二〇条【報告及び計算の義務】①船長ハ運漕者ヲ航海ニ関スル重要ナル事項ヲ船舶所有者ニ報告スルコト

②船長ハ毎航海ノ終ニ於テ遅滞ナク其航海ニ関スル計算ヲ為シテ船舶所有者ノ承認ヲ求メ又船舶所有者ノ請求アルトキハ何時ニテモ計算ヲ為スコト要ス

第七二一条【解任】①船舶所有者ハ何時ニテモ船長ヲ解任スルコトヲ得但正当ノ理由ナクシテ之ヲ解任シタルトキハ船長ハ船舶所有者ニ対シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

②船長カ船舶共有者ナル場合ニ於テ其意ニ反シテ解任セラレタルトキハ他ノ共有者ニ対シ相当代価ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ得

③船長カ前項ノ請求ヲサントシ欲スルトキハ遅滞ナク他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七二二条乃至第七二六条【船長の船舶所有者に対する債権の時効、海員　削除

第三章　運送

第一節　物品運送

第一款　総則

第七二七条【傭船契約の方式】船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ヲ目的トスル場合ニ於テハ当事者ハ相手方ノ請求ニ因リ運送契約書ヲ交付スルコトヲ得

第七二八条【堪航能力担保義務】船舶所有者ハ傭船者又ハ荷送人ニ対シ発航ノ当時船舶カ安全ニ航海ヲ為スニ堪フルコトヲ担保ス

第七二九条【免責約款の制限】船舶所有者ハ特約ヲ為シタルトキト雖モ自己ノ過失、船員其他ノ使用人ノ悪意若ク重大ナル過失又ハ船舶カ航海ニ堪ヘサルニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第七二〇条【違法ノ船積品の処分】①法令ニ違反シ又ハ契約ニ依ラスシテ船積シタル運送品ハ船長ニ於テ何時ニテモ之ヲ陸揚シ、若シ船積又ハ積ヲ危害ヲ及ホス虞アルトキハ之ヲ放棄スルコトヲ得但船長ハ之ヲ運送スルトキハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ規定ニ従ヒ最高ノ運送賃ヲ請スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ船舶所有者其他ノ利害関係人カ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ妨ケス

第七二一条【全部傭船における船積準備整頓の通知、船積期間】①船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ヲ為シタル場合ニ於テ運送品ノ船積スル全部ノ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船舶所有者ハ遅滞ナク傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②傭船者カ運送品ノ船積スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日又ハ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ船積シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求シタルトキハ船舶所有者カ他ノ運送品ヲ船積ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ船積ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

第七二二条【荷受人の義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②船舶所有者ハ救助ノ為ノ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ得此場合ニ於テハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七二四条【運送品の供託】①荷受人ノ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク傭船者又ハ荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七二五条【運送品の重量・容積による運賃】運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七二六条【期間による運送賃】期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日ニ至ル期間ニ応シテ之ヲ定ム

②船舶ノ修繕スヘキトキニ於テハ船舶カ不可抗力ニ因リ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

第七二七条【船舶所有者への運送品競売権】①船舶所有者ハ第七百五十二条第一項ノ場合ニ於テハ運送人ハ陸揚ノ為シタル日数亦同シ

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

③船長カ荷受人ニ対シ運送品ヲ引渡シタル後ハ運送人ハ荷受人ニ対シ其請求ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ傭船者ニ於テハ船積期間内ニ限リ傭船者ニ於テハ荷受人ニ対シ其通知ヲ発スルコトヲ要ス場合ニ於テハ船積ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ荷受人ニ対シ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七二八条【傭船者ノ発航請求権】①傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得但船長カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ傭船者ハ其運送賃ノ全額ノ支払ヲ為スコトヲ得

第七二九条【傭船者ノ発航請求権】①傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得但船長カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ傭船者ハ其運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルトキ雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得

②傭船者ノ前項ノ請求ヲ為シタルトキハ運送賃ノ支払ヒ尚ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第七二四条【船積期間経過後ノ船長の発航権】①船積期間経過ノ後ハ傭船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキ雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得

②前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七二五条【全部傭船者の発航前の任意解除】①発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

②往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其航ノ発航前ニ契約他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ

③運送品ノ全部又ハ一部ノ船積シタル後前ニ項ノ規定ニ従ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ傭船者之ヲ負担ス

④傭船者カ船積期間内ニ運送品ノ船積ヲ為ササリシトキハ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ

第七二四条【付随費用・立替金等の支払義務】①傭船者カ前条ノ解除ヲ為シタルトキハ運送人ハ其船積ノ為メニ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得

②前条第二項ノ場合ニ於テハ傭船者ハ前項ニ掲クタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス

第七四七条【全部傭船者の発航後の任意解除】①傭船者ハ運送賃ノ全額ヲ支払ヒ外第七百五十二条第一項ニ定メタル償務ヲ弁済シ且陸揚ヲ為ニ生スヘキ損害ニ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

②前項ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ之ヲ準用ス

第七四八条【一部傭船者の発航前の任意解除等】①船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テ傭船者カ他ノ傭船者又ハ荷送人ニ対シ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②発航前ニ雖モ傭船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

③前項ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ之ヲ準用ス

第七四九条【個品運送における船積み、発航】①箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷送人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ船積スルコトヲ要ス

②荷受人カ運送品ノ船積ヲ怠リタルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得但船長カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキハ傭船者ハ其運送賃ノ全額ノ支払ヲ為スコトヲ要ス

第七五〇条【荷送人の発航前の任意解除等】①荷送人カ契約ノ解除ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第七五一条【運送に必要な書類の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七五二条【陸揚げ】①船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送品ヲ陸揚シ又ハ傭船者又ハ荷送人ニ必要ナル処置ヲ為サシ且其費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶ノ整備カ整頓カ不完全ナルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ陸揚シタルトキハ荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

第七五三条【荷受人ノ義務】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五四条【荷受人ノ義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②船舶所有者ハ荷受人ノ運送賃ノ支払ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

第七五五条【運送品の重量・容積による運賃】運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七五六条【期間による運賃】期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日ニ至ル期間ニ応シテ之ヲ定ム

②船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

第七五七条【船舶所有者への運送品競売権】①船舶所有者ハ第七百五十二条第一項ニ定メタル金額ノ支払ヲ受クルマテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルトキハ其事件ハ同項ノ運送品ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ス

第七五八条【競売権不行使の効果】船舶所有者カ前条ニ定メタル権利ヲ行ハサリシトキハ其船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ権利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ一週間ヲ経過シタルトキヲ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

③船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ハ運送人ハ荷受人ニ対シ其請求権ヲ失フ但傭船者又ハ荷送人ハ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ヲ為スコトヲ要ス

第七五九条【荷送人の発航前の任意解除等】第七百五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七五一条【運送に必要な書類の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七五二条【陸揚げ】①船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送品ヲ陸揚シ又ハ傭船者又ハ荷送人ニ必要ナル処置ヲ為サシ且其費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶ノ整備カ整頓カ不完全ナルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ陸揚シタルトキハ荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

第七五三条【荷受人ノ義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五四条【運送品の供託】①荷受人ノ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク傭船者又ハ荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五五条【運送品の重量・容積による運賃】運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七五六条【期間による運賃】期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日ニ至ル期間ニ応シテ之ヲ定ム

第七五六条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

③船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ハ運送人ハ荷受人ニ対シ其請求ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ傭船者ニ於テハ船積期間内ニ限リ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス場合ニ於テハ船積ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヲ引渡ヲ為スコトヲ控除ス

第七五〇条【荷送人の発航前の任意解除等】第七百五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七五一条【運送に必要な書類の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七五二条【陸揚げ】①船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送品ヲ陸揚シ又ハ傭船者又ハ荷送人ニ必要ナル処置ヲ為サシ且其費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶ノ整備カ整頓カ不完全ナルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ陸揚シタルトキハ荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

第七五三条【荷受人ノ義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五四条【運送品の供託】①荷受人ノ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク傭船者又ハ荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五五条【運送品の重量・容積による運賃】運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七五六条【期間による運賃】期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日ニ至ル期間ニ応シテ之ヲ定ム

第七五六条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第七五七条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第七五八条【競売権不行使の効果】船舶所有者カ前条ニ定メタル権利ヲ行ハサリシトキハ其船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ権利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ一週間ヲ経過シタルトキヲ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

③船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ハ運送人ハ荷受人ニ対シ其請求ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ傭船者ニ於テハ船積期間内ニ限リ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス場合ニ於テハ船積ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヲ引渡ヲ為スコトヲ控除ス

第七五〇条【荷送人の発航前の任意解除等】第七百五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七五一条【運送に必要な書類の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七五二条【陸揚げ】①船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送品ヲ陸揚シ又ハ傭船者又ハ荷送人ニ必要ナル処置ヲ為サシ且其費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶ノ整備カ整頓カ不完全ナルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ陸揚シタルトキハ荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

第七五三条【荷受人ノ義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五四条【運送品の供託】①荷受人ノ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク傭船者又ハ荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五五条【運送品の重量・容積による運賃】運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七五六条【期間による運賃】期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日ニ至ル期間ニ応シテ之ヲ定ム

第七五六条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第七五七条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第七五八条【競売権不行使の効果】①船舶所有者カ前条ニ定メタル権利ヲ行ハサリシトキハ其船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ権利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ一週間ヲ経過シタルトキヲ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

③船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ハ運送人ハ荷受人ニ対シ其請求ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ傭船者ニ於テハ船積期間内ニ限リ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス場合ニ於テハ船積ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヲ引渡ヲ為スコトヲ控除ス

第七五〇条【荷送人の発航前の任意解除等】第七百五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七五一条【運送に必要な書類の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七五二条【陸揚げ】①船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送品ヲ陸揚シ又ハ傭船者又ハ荷送人ニ必要ナル処置ヲ為サシ且其費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶ノ整備カ整頓カ不完全ナルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ陸揚シタルトキハ荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

第七五三条【荷受人ノ義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五四条【運送品の供託】①荷受人ノ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ遅滞ナク傭船者又ハ荷送人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五五条【運送品の重量・容積による運賃】運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

第七五六条【期間による運賃】期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日ニ至ル期間ニ応シテ之ヲ定ム

第七五六条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第七五七条【船舶の修繕の運送品競売権】①船舶ノ修繕スヘキトキハ船舶カ不可抗力ニ因リテ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊スルトキハ其期間ハ之ヲ算入ス航海ノ途中ニ於テ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス第七百四十二条第二項ノ場合ニ於テハ其期間ハ之ヲ算入ス

②前項ノ許可ニ因リテ運送品ヲ競売スルコトヲ得

第七五八条【競売権不行使の効果】①船舶所有者カ前条ニ定メタル権利ヲ行ハサリシトキハ其船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ権利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ一週間ヲ経過シタルトキヲ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス

③船長カ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ハ運送人ハ荷受人ニ対シ其請求ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ傭船者ニ於テハ船積期間内ニ限リ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス場合ニ於テハ船積ヲ為シタル日ヨリ起算シ一箇月ノ期間内ニ限リ荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヲ引渡ヲ為スコトヲ控除ス

第七五〇条【荷送人の発航前の任意解除等】第七百五十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七五一条【運送に必要な書類の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第七五二条【陸揚げ】①船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送品ヲ陸揚シ又ハ傭船者又ハ荷送人ニ必要ナル処置ヲ為サシ且其費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶ノ整備カ整頓カ不完全ナルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ満了ノ日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキ雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的トスル場合ニ於テハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ運送品ヲ陸揚シタルトキハ荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

第七五三条【荷受人ノ義務、船舶所有者への留置権】①荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約ノ目的ヲ為シタルトキハ荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損ノ負担ヲ為シタルトキハ運送品ヲ引渡スコトヲ要ス

②荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

第七五四条【運送品の供託】①荷受人ノ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

②荷受人ヲ確知スル

二　船長カ第七百十九条ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ航海ノ用ニ供シタルトキ

三　船長カ第七百八十八条ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ処分シタルトキ

第七百五十五条【船舶所有者の債権の短期時効】船舶所有者ノ傭船賃、荷送人又ハ荷受人ニ対スル債権ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第七百五十六条【陸上運送に関する規定の準用】第五百八十六条、第五百五十六条及第五百八十一条及ヒ第五百八十八条ノ規定ハ船舶所有者ニ之ヲ準用ス

第二款　船荷証券

第七百五十七条【船長による発行】船長ハ傭船者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後遅滞ナク運送ノ為メ船荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス

第七百五十八条【船長以外の代理人による発行】船舶所有者ハ船長以外ノ者ニ船長ニ代ハリテ船荷証券ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得

第七百五十九条【方式】船荷証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長又ハ之ニ代ハル者署名スルコトヲ要ス

一　船舶ノ名称及ヒ国籍

二　船長カ船荷証券ヲ作ラサルトキハ船長ノ氏名

三　運送品ノ種類、重量若クハ容積及ヒ其荷造ノ種類、箇数並ニ記号

四　傭船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商号

五　荷受人ノ氏名若クハ商号

六　船積港

七　陸揚港及ヒ荷送人カ陸揚港ヲ指定スヘキ港

八　運送賃

九　船荷証券ヲ作リタルトキハ其員数

十　船荷証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第七百六〇条【謄本の交付】傭船者又ハ荷送人ハ船長ニ対シテ其知受船荷証券ノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七百六一条【数通発行の場合の運送品の引渡し―陸揚港内】陸揚港ニ於テハ船長ハ数通ノ船荷証券中ノ一通ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキ雖モ其引渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第七百六二条【同前―陸揚港外】陸揚港外ニ於テハ船長ハ船荷証券ノ各通ノ返還ヲ受クルニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其一人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ他ノ所持人ノ権利ハ消滅ス

第七百六三条【同前―供託】二人以上ノ船荷証券所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ船長ハ滞ナク運送品ヲ供託シ且請求ノ通知ヲ受ケタル運送品ノ一部ヲ要ス船長カ第七百十七条ノ規定ニ依リテ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其残部ニ付キ亦同シ

第七百六四条【同前―一通の所持人への引渡し】二人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ其一人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ他ノ所持人ノ権利ハ消滅ス

第七百六五条【同前―一通所持人への引渡し―陸揚港外】陸揚港外ニ於テハ船長カ第七百十九条ノ規定ニ從ヒテ其一人カ他ノ所持人ニ対シ其引渡ヲ拒ムトキハ他ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テハ其一人カ他ノ所持人ニ対シ其知受船荷証券ノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七百六六条【同前―陸揚港内】陸揚港ニ於テハ船長ハ数通ノ船荷証券中ノ一通ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其残部ニ付キ船長カ第七百十七条ノ規定ニ從ヒテ其一人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ他ノ所持人ノ権利ハ消滅ス

第七百六七条【同前―所持人間の関係】二人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ船長カ未タ運送品ノ引渡ヲ為ササルトキハ原所持人カ最モ先ニ発送シタル証券ヲ所持スル者他ノ所持人ニ先チテ其権利ヲ行フ

第七百六八条【貨物引換証に関する規定の準用】第五百七十二条乃至第五百七十五条及ヒ第五百八十四条ノ規定ハ船荷証券ニ之ヲ準用ス

第一節　旅客運送

第七百七十条【記名乗船切符の非譲渡性】記名ノ乗船切符ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ス

第七百七八条【食料供給義務】旅客ノ航海中ノ食料ハ船舶所有者ノ負担トス

第七百七九条【手荷物無賃運送義務】旅客カ契約ニ依リ船中ニ携帯スルコトヲ得ル手荷物ニ付テハ船舶所有者ハ特約アルニ非サレハ別ニ運賃ヲ請求シタルコトヲ得ス

第七百八〇条【発航及び航海継続の権利】旅客カ乗船時期マテニ船舶ニ乗込マサルトキハ船長ハ発航ヲ為シ又ハ航海ヲ継続スルコトヲ得場合ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

第七百八一条【旅客の任意解除】①発航前ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

②発航後ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払フニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

第七百八二条【法定原因による解除】①旅客カ発航前ニ死亡、疾病其他ノ身ニ関スル不可抗力ニ因リテ航海ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ船舶所有者ハ運送賃ノ四分ノ一ヲ請求スルコトヲ得

②前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタルトキハ船舶所有者ハ其運送賃ノ四分ノ三ヲ請求シ又ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ請求スルコトヲ得

第七百八三条【船舶修繕中の住居及び食料供給義務】航海ノ途中ニ於テ船舶ノ修繕ヲ為ス必要アルトキハ旅客ハ相当ノ住居及ヒ食料ヲ供スルコトヲ要ス船舶所有者ハ旅客ニ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テ他ノ船舶ヲ以テ陸港マテ旅客ヲ運送スルコトヲ提供シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百八四条【法定原因による終了】旅客運送契約ハ第七百六十五条第一項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由ニ因リテ終了ス若シ其事由カ航海中ニ生シタルトキハ旅客ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

第七百八五条【旅客死亡の場合の手荷物処分義務】旅客カ死亡シタルトキハ船長ハ最モ其相続人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其船中ニ在ル手荷物ヲ処分スコトヲ要ス

第七百八六条【陸上旅客運送及び海上物品運送に関する規定の準用】①第七百九十条、第五百九十一条第一項、第五百九十二条、第六百十二条、第六百十八条、第七百十九条、第七百九十二条及ヒ第七百六十五条ノ規定ハ海上ノ旅客運送ニ之ヲ準用ス

②第七百四十条及ヒ第七百六十四条ノ規定ハ旅客ノ手荷物ニ之ヲ準用ス

第七百八七条【旅客運送のためにする傭船契約】旅客運送ニ為ス為メ船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ヲ目的トスル場合ニ於テハ船舶所有者ト傭船者トノ関係ニ付テハ前節第一款ノ規定ヲ準用ス

第四章　海損

第七百八八条【共同海損―要件】①船長カ船荷ニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス

②前項ノ規定ハ過失ニ因リテ生シタル場合ニ於テ利害関係人ノ過失者ニ対スル求償ヲ妨ケス

第七百八九条【同前―分担】共同海損トハ之ニ因リテ保存スルコトヲ得タル船舶及ヒ積荷ノ価格ト運送賃ノ半額ト共同海損タル損害ノ額トノ割合ニ応シテ各利害関係人ニ之ヲ分担ス

第七百九〇条【同前―分担額の算定】共同海損ノ分担額ニ付テハ船舶ノ価格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル船舶ノ価格ト積荷ノ価格トハ陸揚ノ場合ニ於テ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ヲ控除シ積荷ノ価格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル積荷ノ価格ト付テハ其価格中ノ減失ノ場合ニ於テ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ヲ控除シ船舶ノ価格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル船舶ノ価格ト付テハ其価格中ノ減失ノ場合ニ於テ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ヲ控除シ

第七百九一条【同前―分担者の有限責任】前二条ノ規定ニ依リ共同海損ヲ分担スヘキ者ハ船舶ノ到達又ハ積荷ノ引渡ノ時ニ於テ現存スル価額ノ限度ニ於テノミ其責任ヲ負フ

第七百九二条【同前―分担請求からの除外】①船舶ニ附ケタル武器、船具ノ給料、船員及ヒ旅客ノ食料並ニ衣類ハ共同海損ノ分担ニ与ル其他ノ分担ニ与ル損害ハ他ノ利害関係人ノ之ヲ分担ス

第七百九三条【同前―分担請求からの除外】①船舶証券其他積荷ノ価格ヲ評定スル証拠ヲヘキ書類ナクシテ船積シタル積荷ノ目録ニ記載セサル積荷ハ共同海損ノ分担ニ与ル其他ノ利害関係人ニ於テ之ヲ分担スルコトヲ要ス

②在ノテハ此限ニ在ラス

③前二項ニ掲ケタル積荷ノ利害関係人ハ雖モ共同海損ノ分担ヲ拒ムコトヲ得ス

第七百九四条【同前―損害額の算定】①共同海損タル損害ノ額ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル船舶ノ価格又ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル積荷ノ価格ニ依リテ之ヲ定ム但積荷ノ付テハ其減失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ其到達ノ地及ヒ時ニ於ケル価格ニ依リテ之ヲ定ム

②第百七十八条ノ規定ハ其共同海損ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七百九五条【同前―損害額の不実記載】①船舶証券其他積荷ノ価格ヲ評定スル証拠ヲヘキ書類ニ不実ノ記載ヲ為シタル場合ニ於テハ其共同海損ノ分担ニ与ル損害ノ額ハ其記載シタル価額ニ依リテ之ヲ定ム

②積荷ノ実価ヨリ高キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ノ利害関係人ハ其記載シタル価額ニ応シテ其共同海損ノ分担ニ与ル

③前二項ノ規定ハ積荷ノ価格ニ影響ヲ及ホスヘキ事項ニ付キ虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七百九六条【同前―損害の分担】①共同海損ノ分担ニ付テハ其利害関係人ハ其同海損ヲ分担シタル後船舶、其属具若クハ積荷ノ全部又ハ一部カ其所有者ニ復ス但シ其所有者ハ償金中ヨリ救助料及ヒ一部カ其失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ノ額ヲ返還スルコトヲ要ス

第七百九七条【船舶の衝突】船舶カ双方ノ過失ノ為メ衝突シタルトキハ其衝突ニ因リテ生シタル損害ハ各船舶ノ所有者ノ平分シテ之ヲ負担ス

第七百九八条【短期時効】①共同海損ヲ以テ為シタル債権ハ一年ヲ経過シタル時ハ時効ニ因リテ消滅ス

②前項ノ期間ハ其共同海損ニ付テハ其計算終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第七百九九条【準共同海損】本章ノ規定ハ船舶カ不可抗力ニ因リ発航港又ハ航海ノ途中ニ於テ錨泊ヲ為スヲ為メニ要スル費用ニ之ヲ準用ス

第五章　海難救助

第八〇〇条【海難救助の要件】船舶又ハ積荷ノ全部カ海難ニ遭遇セル場合ニ於テ義務ナシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ対シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第八〇一条【救助料額の決定】救助料ニ付キ特約ナキ場合ニ於テハ救助料ノ額ハ其救助料ヲ請求スル者ノ負担ニ属スル損害ニ因リテ生シタル損害ハ各船舶ノ所有者ノ平分シテ之ヲ負担ス

第八〇二条【救助料額の変更】海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其額ニ付キ不相当ナルトキハ当事者ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第八〇三条【救助料額の制限】①救助料ノ額ハ特約ナキトキハ救助ヲ為シタル物ノ価額ニ超ユルコトヲ得ス

②先順位ノ先取特権アルトキハ救助料ノ額ハ先取特権ノ残額ニ超ユルコトヲ得ス

第八〇四条【共同救助者間の救助料の分配】①数人カ共同シテ救助ヲ為シタル場合ニ於テ救助料ノ分配ノ割合ニ付テハ第八百一条ノ規定ヲ準用ス

②人命ノ救助ニ従事シタル者モ亦前項ノ規定ニ従ヒテ救助料ノ分配ヲ受クルコトヲ得

第八〇五条【一船舶内の救助料の分配】①救助ニ従事シタル船舶カ汽船ナルトキハ其所有者ニ救助料ノ三分ノ二、帆船ナルトキハ其二分ノ一ヲ船舶所有者ニ支払ヒ其残額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支払フコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リテ海員ニ支払フヘキ金額ノ分配ハ船長ノ行フ所場合ニ於テハ其分配ノ規定ニ從ヒテ之ヲ為ス

③前二項ノ規定ニ反スル契約ハ無効トス

第八〇六条【海難間の分配案作成】①船長カ前条第一項ノ規定ニ依リ救助料ノ分配ヲ為スニハ航海ノ終ハルマテニ分配案ヲ作リ之ヲ船員ニ告示スルコトヲ要ス

有効な改正前規定（商法）

有効な改正前規定（商法）

第八〇七条【分配案に対する異議】①海員カ前条ノ分配案ニ対シテ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得ル最初ノ港ニ入ルトキ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得ル理由アリトスルトキハ分配案ヲ更正スルコトヲ得

②管海官庁ハ異議ヲ落著前ニハ救助料ノ支払ヲ為スコトヲ得

③船長ハ異議ノ落著ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキハ管海官庁ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第八〇八条【分配案の作成の懈怠】管海官庁ハ海員ノ請求ニ因リ船長ニ対シテ分配案ノ作成ヲ命ズルコトヲ得

②船長カ前項ノ命令ニ従ハサルトキハ管海官庁ハ分配案ヲ作ルコトヲ得

第八〇九条【救助料請求権のない場合】左ノ場合ニ於テハ救助者ハ救助料ヲ請求スルコトヲ得ス

一　故意又ハ過失ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキ

二　正当ノ事由ニ因リテ救助ヲ拒マレタルトキ

三　救助シタル物品ヲ隠匿シ又ハ濫ニ之ヲ処分シタルトキ

第八一〇条【救者の先取特権】①救助者ハ其債権ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ先取特権ヲ有ス

②前項ノ先取特権ニハ船舶債権者ノ先取特権ニ関スル規定ヲ準用ス

第八一一条【救助料支払に関する船長の権限】①船長ハ救助料ノ債務者ニ代ハリテ其支払ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為スコト権限ヲ有ス

②救助料ニ関スル訴ニ於テハ船長ハ自ラ原告又ハ被告トシテ其訴ニ付キ言渡シタル判決ハ救助料ノ債務者ニ対シテモ其効力ヲ有ス

第八一二条【積荷所有者の物的責任】積荷ノ所有者ハ救助セラレタル物ヲ以テ救助料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第八一三条【第三取得者に対する積荷引渡しと先取特権】積荷ノ上ニ存スル先取特権ハ其積荷ヲ第三取得者ニ引渡シタル後ハ其積荷ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス

第八一四条【救助料請求権の短期時効】救助料ノ請求権ハ救助ヲ為シタル時ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六章　保険

第八一五条【定義】①海上保険契約ハ航海ニ関スル事故ニ因リテ生スルコトアリ損害ノ塡補ヲ以テ其目的トス

②海上保険契約ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険法（平成二年法律第五十六号）第三章第一節乃至第四節及ビ第六節並ニ第五章ノ規定ヲ適用ス

第八一六条【保険者の損害塡補責任】保険者ハ本章又ハ保険契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補シ又ハ其目的ノ付キ航海ニ関スル事故ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補シ責任ヲ負フ

第八一七条【保険者の共同海損分担額塡補責任】保険者カ支払フベキ共同海損分担額ハ其責任ニ任ズル保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ負担ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第六章　保険

第八一八条【船舶保険の保険価額】船舶ノ保険価額ハ保険ニ付テハ保険者ノ責任カ始マル時ニ於ケル保険価額トス

第八一九条【積荷保険の保険価額】積荷ノ保険価額ハ保険ニ付テハ其船積ノ地及ビ時ニ於ケル其価額及ビ船積並ニ保険ニ関スル費用ヲ以テ保険価額トス

第八二〇条【希望利益保険の保険価額】積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益又ハ報酬ノ保険ニ付テハ契約ヲ以テ保険価額ヲ定メサリシトキハ保険金額ヲ以テ保険価額トシタルモノト推定ス

第八二一条【積荷保険の保険価額問】①船荷ニ付キ船舶ノ保険ニ付キシタル場合ニ於テハ保険者ノ責任ハ荷物又ハ底荷ノ船積ニ著手シタル時ヨリ以テ始マル

②荷物又ハ底荷ノ積ヲ為サルトキハ荷物ヲ保険ニ付シタルトキハ保険者ノ責任ハ契約成立ノ時ヨリ以テ始マル

③前二項ノ場合ニ於テ保険者ノ責任ハ到達港ニ於テ荷物又ハ底荷ノ陸揚ヲ終ルマテ及ビ其陸揚ハ不可抗力ニ因リテ遅延シタルトキハ終リスヘカリシ時ヨリ以テ終ハル

第八二二条【積荷保険及び希望利益保険の法令保険期間】①積荷保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ責任ハ其積荷カ陸地ヲ離レタル時ヨリ以テ始マリ陸揚港ニ於テ其陸揚ヲ終了シタル時ヨリ以テ終ハル

②前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八二三条【海上保険証券の記載事項】海上保険証券ニハ保険法第六条第一項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　船舶ノ保険ニ付シタル場合ニ於テハ其船舶ノ名称、国籍並ニ種類、船長ノ氏名及ビ発航港、到達港又ハ寄航港ノ定アトキハ其港名

二　積荷ノ保険ニ付シタル場合ニ於テハ積荷ノ到達ノ期日、因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ノ保険ニ付シタル場合ニ於テハ船舶ノ名称、国籍並ニ種類及ビ陸揚港

第八二四条【航海の変更】①保険者ノ責任カ始マル前ニ於テ航海ヲ変更シタルトキハ保険者ハ其効力ヲ失フ

②保険者ノ責任カ始マリタル後航海ヲ変更シタルトキハ其変更後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但シ其ノ変更カ保険契約ヲ変更シタル場合ニ於テハ保険者ハ責任ヲ負フ

③到達港ヲ変更シ其実行ニ著手シタルトキハ保険シタル航路ヲ離レサルトキ雖モ航海ヲ変更シタルモノト看做ス

第八二五条【航路変更の他の危険の変更・増加】被保険者カ発航ヲ為ササル間ニ航海ヲ変更シ又ハ航路ヲ変更シ其他著シク危険ヲ変更若クハ増加シタルトキハ保険者ハ其変更又ハ増加カ事故ノ発生ニ影響ヲ及ホサリシトキハ保険者ノ負担ニ帰スヘシ

②保険者ノ責任ハ其変更又ハ増加カ事故ノ発生ニ因リテ生シタルトキハ此限ニ在ラス

第八二六条【船長の変更】保険契約中ニ船長ヲ指定シタルトキハ雖モ船長ノ変更ハ契約ノ効力ニ影響ヲ及ホサス

第八二七条【船舶の変更】積荷ヲ保険ニ付シ又ハ積荷ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ船舶ヲ変更シタルトキハ保険者ハ其変更以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其変更ハ保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス

第八二八条【船舶未確定の予定保険】①保険契約ヲ為スニ当タリ荷物ヲ積込ムヘキ船舶ヲ定メサリシ場合ニ於テ保険契約ヲ為スヘキ船舶ヲ指定シタルトキハ保険者カ其荷物ヲ船積シタル旨ノ通知ヲ受ケタル後遅滞ナク保険者カ其荷物ヲ船積シタル旨ノ通知ヲ要ス

②保険契約者又ハ被保険者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ保険契約ヲ其効力ヲ失フ

第八二九条【保険者の法定免責事由】保険者ハ左ニ掲ケタル損害ヲ塡補スル責ニ任セス

一　保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害

二　安全ニ航海ヲ為スニ必要ナル措置ヲ為サス又ハ必要ナル措置ヲ備ヘサルニ因リテ生シタル損害

三　積荷ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬

ヲ有ス
一　船舶並ニ其属具ノ競売ニ関スル費用及ヒ競売手続開始後ノ保存費
二　最後ノ港ニ於ケル船舶及ヒ其属具ノ保存費
三　航海ニ関シ船舶ニ課シタル諸税
四　水先案内料及ヒ挽船料
五　救助料及ヒ船舶ノ負担ニ属スル共同海損
六　航海継続ノ必要ニ因リテ生シタル債権
七　雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債権
八　船舶カ其売買又ハ製造ノ後未タ航海ヲ為サル場合ニ於テ其売買又ハ製造並ニ艤装ニ因リテ生シタル債権及ヒ最後ノ航海ノ為メニスル船舶ノ艤装、食料並ニ燃料ニ関スル債権

第八四三条【同前ー目的たる運送賃】船舶債権者ノ先取特権ハ運送賃ニ付テハ其先取特権ノ生シタル航海ニ於ケル運送賃ノ上ニノミ存在ス

第八四四条【同前ー順位】①船舶債権者ノ先取特権ハ運ル場合ニ於テハ其優先権ノ順位ハ第八百四十二条ニ掲ケタル順序ニ従ヒ但同条第四号乃至第六号ノ債権間ニ在リテハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ
②同一順位ノ先取特権者数人アルトキハ各其債権額ノ割合ニ応シテ弁済ヲ受ク但第八百四十二条第四号乃至第六号ノ債権カ同時ニ生セサリシ場合ニ於テハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ
③先取特権カ数回ノ航海ニ付テ生シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ハラス後ノ航海ニ付テ生シタルモノ前ノ航海ニ付テ生シタルモノニ先ツ

第八四五条【同前ー他の先取特権に優先】船舶債権者ノ先取特権ト他ノ先取特権トハ競合スル場合ニ於テハ船舶債権者ノ先取特権ハ他ノ先取特権ニ先ツ

第八四六条【同前ー追及性の除斥方法】①船舶所有者カ其船舶ヲ譲渡シタル場合ニ於テハ譲受人ハ其譲渡ヲ登記シタル後先取特権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其債権ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ一个月ヲ下ルコトヲ得ス
②先取特権者カ前項ノ期間内ニ其債権ノ申出ヲ為ササリシトキハ其先取特権ハ消滅ス

第八四七条【同前ー特別の消滅原因】①船舶債権者ノ先取特権ハ其発生後一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス
②第八百四十二条第八号ノ先取特権ハ船舶ノ発航ニ因リテ消滅ス

第八四八条【船舶抵当権】①登記シタル船舶ハ之ヲ以テ抵当権ノ目的ト為スコトヲ得
②船舶ノ抵当権ハ其属具ニ及フ
③船舶ノ抵当権ニハ不動産ノ抵当権ニ関スル規定ヲ準用ス此場合ニ於テハ民法第三百八十四条第一号中「抵当権ヲ実行して競売の申立てをしないとき」トアルハ「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれをしないとき」ト読替フルモノトス

第八四九条【先取特権と抵当権との関係】船舶ノ先取特権ハ抵当権ニ先チテ之ヲ行フコトヲ得

第八五〇条【登記船舶の質入禁止】登記シタル船舶ハ之ヲ以テ質権ノ目的ト為スコトヲ得ス

第八五一条【製造中の船舶に対する準用】本章ノ規定ハ製造中ノ船舶ニ之ヲ準用ス

○国際海上物品運送法

有効な改正前規定（国際海上物品運送法）

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三○・五・三五法二九）本則二条（平成三一・五・二四までに施行）

（適用範囲）
第一条 この法律（第二十条の二を除く。）の規定は船舶による物品運送で船積港は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。

（定義）
第二条① この法律において「船舶」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。
② この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者をいう。
③ この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する傭船者及び荷送人をいう。
④ 〔略〕

（船荷証券の作成）
第七条① 船荷証券には、次の事項（受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。）を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。
一 運送品の種類
二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
三 外部から認められる運送品の状態
四 荷送人の氏名又は商号
五 荷受人の氏名又は商号
六 運送人の氏名又は商号
七 船舶の名称及び国籍
八 船積港及び船積の年月日
九 陸揚港
十 運送賃
② 運送人は、前項の船荷証券を作つたときは、その数十一作成地及び作成の年月日
十二 受取船荷証券と引換に船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券と船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならない。
（改正により削られた）

（荷送人の通告）
第八条① 前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。
② 前項の規定は、同項の通告が正確でないと信ずべき正当な理由があるときは、同項の通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品に記号について、運送品又その容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。
③ 荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。
（改正により削られた）

（船荷証券の交付義務）
第六条① 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。
② 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
（改正により削られた）

（船荷証券の交付義務）
第七条① 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積前においても、その受取後

（航海に堪える能力に関する注意義務）
第五条① 運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時次の事項につき注意を怠つたことによりて生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。
一 船舶を航海に堪える状態におくこと。
二 船員を乗り組ませ、船舶を艤装し、及び需品を補給すること。
三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受取、運送及保存に適する状態におくこと。
② 運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免かれることができない。

（船荷証券の不実記載）
第九条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。（改正により削られた）

（準用規定）
第一〇条 商法第五百七十五条から第五百八十四条及び第七百十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。（改正により削られた）

（危険物の処分）
第一一条① 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船舶の際運送人、船長及び運送人の理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。
② 〔略〕
③ 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知つてたものは、船舶又は積荷に害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。
④ 運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。
（改正後の第八条）

（荷受人等の通知義務）
第一二条① 〔略〕
② 前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。
③ 前二項の規定は、運送品の滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。
（改正後の第九条）

（損害賠償の額）
第一二条の二① 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚されるべき地及び時において運送品の市場価格（商品取引所相場のある物品については、その相場によつて定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。）
② 商法第五百八十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。
（改正後の第八条）

（責任の限度）
第一三条① 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。
一 一計算単位の六百六十六・六七倍の金額
二 滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の三倍を乗じて得た金額
② 〔略〕
③ 運送品がコンテナー、パレットその他これらに類する輸送用器具（以下この項において「コンテナー等」という。）を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは容積若しくは重量が船荷証券に記載されているときを除き、コンテナー等の数を包又は単位の数とみなす。
④ 運送品に関する運送人の責任が、第二十条の二第二項の規定により、同条第一項に準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される場合において、運送人の使用する者が損害を賠償したときは、前三項の規定により運送人の責任は、運送人の使用する者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
⑤ 〔略〕
⑥ 前項の場合において、荷送人が実価を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。
⑦ 〔略〕
⑧ 〔略〕
（改正後の第九条）

（損害賠償の額及び責任の限度の特例）
第一三条の二 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれあることを認識しながらした自己の無謀な行為の発生のおそれあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第十二条の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責めを負う。（改正後の第一〇条

（責任の消滅）
第一四条① 運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日（全部滅失の場合には、引き渡されるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。
② 前項の期間は、運送品に関する損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。
③ 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間内に、又は裁判上の請求をされた日から一年以内に、同項の期間が運送人に対し、又は当該第三者との合意によつて延長された場合においては、その延長後の期間（前項の規定によつて延長された場合にあつては、その延長後の期間）が満了した後にあつても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。
（改正により削られた）

（特約禁止）
第一五条① 第一条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、運送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。
② 〔略〕
③ 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生

じた損害には、適用しない。

④ （略）

（改正後の第一一条）

（特約禁止の特例）

第一六条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。（改正後の第一二条）

第一七条 （略、改正後の第一三条）

第一八条① 第十五条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積の運送には、適用しない。

② 前項の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、また同様とする。

（改正後の第一四条）

新**第一五条** （改正により追加）

（船舶先取特権）

第一九条① 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、傭船者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

② 前項の先取特権は、商法第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。

③ 商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

（改正により削られた）

（運送人等の不法行為責任）

第二〇条① （略）

② 前項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の使用する者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。（改正後の③）

③ 第四条第二項及び第三項の規定は、運送品に関する運送人の使用する船長の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任について商法第七百五条の規定の適用がある場合に準用する。この場合において、第四条第二項中「運送人」とあるのは「船長」と、「前項」とあるのは「商法第七百五条」と、「前条」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。（改正により削られた）

④ 第十一条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項までの規定（第一項において準用する場合を含む。）により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の使用する者の責任に準用する。

⑤ 前三項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の使用する者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

（改正後の第一六条）

第二一条 （略、改正後の第一七条）

新**第二一条** （改正により追加）

（船舶先取特権）

第二九条① 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、傭船者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

② 前項の先取特権は、商法第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。

③ 商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

（改正により削られた）

（商法の適用等）

第二〇条① 第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。

② 商法第五百七十六条、第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十二条及び第五百八十三条の規定は、第一条の運送に準用する。

（改正により削られた）

第二〇条の二① 第三条第二項、第十一条第四項及び第十二条の二から第十四条まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五条第一項本文及び商法（同法第七百四条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇・五・二五**法二九**）附則三九条（平成三一・五・二四までに施行）

（船舶先取特権）

第九五条① 制限債権者は、その制限債権につき、事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送賃の上に先取特権を有する。

② 前項の先取特権は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。

③ 商法第八百四十三条、第八百四十四条第二項本文及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権について準用する。

④ 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

有効な改正前規定（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律）

○人事訴訟法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三〇・四・二五法二〇）本則一条（平成三一・一〇・二四までに施行）

第一章第二節

新**第一款**（**第三条の二**―**第三条の五**）（改正により追加）

第一款（改正後の**第二款**）

（**調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理**）

第六条　家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであつて、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

第二款（改正後の**第三款**）

（**訴えの変更及び反訴**）

第一八条　（略、改正後の①）

②③　（改正により追加）

（**民事訴訟法の適用関係**）

第一九条①　人事に関する訴えについては、民事訴訟法第一編第二章第一節、第百四十五条第三項及び第百四十六条第三項の規定は、適用しない。

②　（略）

（**民事保全法の適用関係等**）

第三〇条①　人事訴訟を本案とする保全命令事件については、民事保全法（平成元年法律第九一号）第十一条の規定は、適用しない。（改正により削られた）

②　人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法第十二条第一項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。（改正後の①）

③　（略、改正後の②）

○家事事件手続法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三〇・四・二五法二〇）本則二条（平成三一・一〇・二四までに施行）

・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・一三法七二）本則三条（平成三一・七・一三までに、平成三一・一〇・二四までに施行）

第一編

第一章の二（**第三条の二**―**第三条の一五**）（改正により追加）

（**移送等**）

第九条①―④　（略）

⑤　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二十二条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

（**未成年者及び成年被後見人の法定代理人**）

第一八条　親権を行う者又は後見人は、第百十八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあっては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

別表第一（第三十九条、第百十六条―第百十八条、第百二十八条、第百四十八条、第百五十九条、第百六十二条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十七条、第百七十六条、第百七十七条、第百八十二条、第百八十八条、第百八十九条、第二百一条―第二百三条、第二百九条、第二百十六条、第二百十七条、第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百四十条―第二百四十四条　関係）

別表第二（第三十条、第二十五条、第三十九条、第四十条、第六十六条、第七十一条、第八十二条、第八十九条、第九十条、第九十二条、第百五十条、第百六十三条、第百六十七条、第百九十条、第百九十一条、第百八十三条、第百九十四条、第二百四十条、第二百四十五条、第二百四十七条、第二百五十二条、第二百六十八条、第二百七十一条、第二百八十六条、第二百八十七条、附則第五条関係）

項	事項	根拠となる法律の規定
（中略）		
百九	遺留分を算定する場合における鑑定人の選任	民法第千二十九条第二項
	遺留分の放棄についての許可	民法第千四十三条第一項
百十		
（後略）		

項	事項	根拠となる法律の規定
（中略）		
特別の寄与の項（改正により追加）		
厚生年金保険法		
十五　（略、改正後の十六）		
生活保護法等		
十六　（略、改正後の十七）		

○民事執行法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三〇・四・二五法二〇）本則三条（平成三一・一〇・二四までに施行）

・商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇・五・二五法二九）附則四四条（平成三一・五・二四までに施行）

（債務名義）

第二三条（柱書略）

一―五（略）

六　確定した執行判決のある外国裁判所の判決

六の二・七（略）

（外国裁判所の判決の執行判決）

第二四条①外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

②③（略、改正により追加）

②―④（略）

③第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。（改正後の⑤）

④（略、改正後の⑥）

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第二二条前款第二目（第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の二、第八十一条及び第八十二条を除く。）の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本国船舶に対する強制執行について準用する。

（不動産担保権の実行の開始）

第一八一条①（柱書略）

一　担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法（平成二三年法律第五十二号）第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二―四（略）

（船舶の競売）

第一八九条前章第二節第二款及び第百八十一条から第百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第百十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第百八十九条において準用する第百八十一条第一項から第三項までに規定する文書」と、第百八十一条第一項第四号中「一般の先取特権」とあるのは「一般の先取特権又は商法第八百四十二条に定める先取特権」と読み替えるものとする。

○会社更生法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・国際観光旅客税法（平成三〇・四・一八法一六）附則一四条二号（平成三一・一・七施行）

（源泉徴収所得税等）

第一二九条更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

○刑事訴訟法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法五四）本則二条（平成三一・六・二までに施行）

第三〇一条の二（改正により追加）

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法五四）本則七条（平成三一・六・二までに施行）

（定義）

第二条①―③（略）

④―⑥（改正により追加）

（令状請求の手続）

第四条①　傍受令状の請求は、検察官（検事総長が指定する検事に限る。次項及び第七条において同じ。）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。）から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

②（略）

③（改正により追加）

（傍受令状の発付）

第五条①②（略）

③④（改正により追加）

（傍受令状の記載事項）

第六条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

新**第九条**（改正により追加）

（傍受令状の提示）

第九条①　傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（会社その他の法人又は団体にあっては、その役職員。以下同じ。）又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

②（略）

（改正後の第一〇条）

第一〇条・第一一条（略、改正後の第一二条・第一三条）

（立会い）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

第一二条①　傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

②（略）

（改正後の第一三条）

第一三条―第一五条（略、改正後の第一四条・第一六条）

（相手方の電話番号等の探知）

第一六条①　検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四条の規定により傍受をすることができる通信に該当するものであるとき、又は第十三条の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。この場合においては、別に令状を必要としない。

②③（略）

（改正後の第一七条）

第一七条・第一八条（略、改正後の第一八条・第一九条）

新**第一〇条―第一三条**（改正により追加）

（傍受をした通信の記録）

第一九条①　傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

②　傍受の実施を中断又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

（改正後の第二四条）

（記録媒体の封印等）

第二〇条①　前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

新②（改正により追加）

②　前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。（改正後の③）

③（略、改正後の④）

（改正後の第二五条）

新**第二六条**（改正により追加）

（傍受の実施の状況を記載した書面の提出等）

第二一条①　検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一（略）

二　立会人の氏名及び職業

三　第十二条第二項の規定により立会人が述べた意見

四・五（略）

六　第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び別条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由

七　記録媒体の交換をした年月日時

八　前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名

九（略）

新②（改正により追加）

②　前項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、同項第六号の通信については、これが第十四条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二十六条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。（改正後の③）

（改正後の第二七条）

新**第二八条**（改正により追加）

（傍受記録の作成）

第二三条①　検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録（以下「傍受記録」という。）一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

②（改正により追加）

②　傍受記録には、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一　第十三条第二項の規定により傍受をした通信であって、なおその内容を復元するための措置を要するもの

二（略）

三　第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であって第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至ったもの

四（略）

（改正後の③）

新④　（改正により追加）

③　前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

（改正後の⑤）

④　検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体（以下「傍受の原記録」という。）以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等（複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。（改正後の⑥）

⑤　略（改正後の⑦）

（改正後の第二九条）

（通信の当事者に対する通知）

第三三条①　（柱書略）

一―五　（略）

六　第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

七　（改正により追加）

②③　（略）

（改正後の第三〇条）

第二四条　（略、改正後の第三一条）

（傍受の原記録の聴取及び閲覧等）

第二五条①　（略）

②　原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

③　（略）

④　次条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により記録の消去を命じた裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であって他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至った場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができる。ただし、当該裁判が次条第三項第一号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

⑤　（略）

⑥　検察官又は司法警察員が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに第二十五条第三項の複製を作成することの許可があった旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

⑦　略

（改正後の第三二条）

（不服申立て）

第二六条①　（略）

②　検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関する処分に不服がある者はその検察官又は検察事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に関する処分に不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更（傍受の実施の終了を含む。）を請求することができる。

③　裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察員に対し、その保管する傍受記録（前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。以下この項において同じ。）及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

一　当該傍受に係る通信が、第二十二条第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。

二　当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。

三　前二号に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるとき。

④⑤　（略）

⑥　前項に規定する裁判があった場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件においてその内容を他人に知らせ又は使用する裁判があるまでの場合においては、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二条第五項の規定を適用する。

⑦　（略）

（改正後の第三三条）

（傍受の原記録の保管期間）

第二七条①　傍受の原記録は、第二十条第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事の事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

②　（略）

（改正後の第三四条）

（関係者による通信の秘密の尊重等）

第二八条　検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に関係した者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。（改正後の第三五条）

（国会への報告等）

第二九条　政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二条第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。（改正後の第三六条）

第三〇条・第三一条　（略、改正後の第三七条・第三八条）

（最高裁判所規則）

第三二条　この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、第十四条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する傍受の通知を発しなければならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。（改正後の第三九条）

別表第一　（第三条、第十四条関係）

一―九　（略）

別表第二　（第三条、第十四条関係）

一―三　（略）

有効な改正前規定（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）

○労働基準法

有効な改正前規定（労働基準法）

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三〇・七・六法七一）本則一条（平成三一・四・一施行）

第二条①②（略）

③（柱書略）

一―三（略）

四　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年年法律第七十六号。第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）第三十九条第八項において同じ。）をした期間

五　（略）

④―⑧（略）

（契約期間等）

第一四条①（柱書略）

一　専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約

二　（略）

③　（略）

第三条の三　使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の規定により、労働時間を平均し一週間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において同項の労働時間又は一日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

一　この条の規定による労働時間により労働させることができることとされる労働者の範囲

二　清算期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。）

三・四　（略）

（改正後の①）

②―④（改正により追加）

第三条の二の二（改正により追加）

（時間外及び休日の労働）

第三六条①　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合において、第三十一条から第三十五までの規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

②（改正により追加）

新②―⑥　厚生労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

③　第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。（改正後の⑧）

④　行政官庁は、第二項の基準に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。（改正後の⑨）

⑩⑪　（改正により追加）

第三八条の四①（柱書略）

一　事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するには、その遂行の方法を大幅に労働者にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務（以下この条において「対象業務」という。）

二―七（略）

②―④（略）

⑤　第一項の委員会においてその委員の五分の四以上の多数による議決により第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第三二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第一項ただし書、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十一条第二項、第四十一条の二第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の四第一項から第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条の二第一項、第三十八条の三第一項、第四十一条の四第一項ただし書、第四十一条の五第一項、第四十一条の四第一項ただし書の規定の適用については、第三十二条の三第一項中「協定」とあるのは「適用についての協定若しくは第三十八条の四第一項に規定する委員会の決議（第百六条第一項を除き、以下「決議」という。）」と、第三十一条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第二項、第三十七条第三項、第三十八条の二第一項、前条第一項並びに次条第四項、第六項及び第七項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二条の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六条第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は第百六条第一項に規定する委員会」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は第百六条第一項に規定する委員会」とする。

第三九条①―⑥（略）

新⑦⑧（改正により追加）

⑦⑧　（略、改正後の⑨⑩）

第四一条の二（改正により追加）

（労働時間及び休日）

第六〇条①　第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条及び第四十条の規定は、満一八才に満たない者については、これを適用しない。

②③　（略）

（法令等の周知義務）

第一〇六条①　使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第一項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十七条第三項、第三十八条の二第一項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第四項、第六六項及び第七項ただし書に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

②　（略）

（付加金の支払）

第一一四条　裁判所は、第二十条、第二十六条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第二十九条第七項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあつた時から二年以内にしなければならない。

第一一九条　次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十七条、第三十九条、第五十五条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第七十条、第七十一条、第七十五条から第七十七条まで、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条第二項、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第百五条から第百六条から第百九条までの規定に違反した者

二―四　（略）

第一二〇条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の三、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項に対して準用する場合を含む。）、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第一項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条から第五十九条まで、第六十八条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十九条の二第一項、第百五条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

二―五　（略）

附則

第三九条　**第一四二条**（改正により追加）

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三〇・七・六法七一）附則三条（平成三二・四・一施行）

第一七条① 事業主は、労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一月について二十四時間、一年について百五十時間をいう。次項及び第十八条の二において同じ。）を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一・二 （略）

②―⑤ （略）

（所定労働時間の短縮措置等）

第二三条① （略）

② 事業主は、その雇用する労働者のうち、前項ただし書の規定により同項第三号に掲げる労働者であつてその三歳に満たない子を養育するものについて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三十二条の三の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）を講じなければならない。

③④ （略）

○職業安定法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二九・三・三一法一四）本則五条（平成三二・三・三〇までに施行）

（求人の申込み）

第五条の五① 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第一項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

（許可の欠格事由）

第三条① （柱書略）

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二―四 （略）

五 第三十二条の九第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（第三十二条の九第一項（第一号に限る。）（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又は第三十三条の三第一項において準用する第十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項（第一号に限る。）の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

六・七 （略）

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

九―十二 （略）

（取扱職業の範囲）

第三条の一① （略）

② 第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

（取扱職種の範囲等の届出等）

第三条の一二① （略）

② 有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の範囲等を届け出た場合には、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

③ （略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三〇・七・六法七一）本則五条（平成三一・四・一施行）

（労働基準法の適用に関する特例）

第四四条①（略）

②派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、労働基準法第七条、第三十二条、第三十二条の二、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第四十条、第四十一条、第六十条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十四条の三及び第六十六条から第六十八条までの規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む）を適用する。この場合において、同法第三十二条の二第一項中「当該事業場に」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣事業法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の使用者（以下単に「派遣元の使用者」という。）が、当該派遣元の事業（同項に規定する派遣元の事業をいう。以下同じ。）の事業場に」と、同法第三十二条の三中「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより、」とした労働者」とあるのは「とした労働者であつて、当該労働者に係る労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づきこの条の規定による労働時間により労働させることができるもの」と、「当該事業場の」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場の」と、同法第三十二条の四第一項及び第二項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、同法第三十六条第一項中「当該事業場に」とあるのは「派遣元の使用者が、当該派遣元の事業の事業場に」と、「これを行政官庁に」とあるのは「及びこれを行政官庁に」とする。

③労働者派遣をする事業主の事業（以下この節において「派遣元の事業」という。）の労働基準法第十条に規定する使用者（以下この条において「派遣元の使用者」という。）は、労働者派遣をする場合であつて、前項の規定により当該労働者派遣の役務の提供を受ける事業主の事業の同条に規定する使用者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される同法第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第四十条、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の三若しくは第六十四条の三の規定又はこれらの規定に基づいて発する命令の規定（次項において「労働基準法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

⑤④（略）

前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二十三条の二に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場）」と、同法第三十八条の三第一項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき（派遣先の使用者（労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者をいう。以下同じ。）が就かせたときを含む。）」と、同法第九十九条第一項から第三項まで、第百条第一項及び第三項並びに第百四条の二中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第百一条第一項、第百四条第二項並びに第百四条の二、第百五条の二、第百六条第一項及び第百九条中「使用者」とあるのは「使用者（派遣先の使用者を含む。）」と、同法第百二条中「この法律違反の罪」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の違反の罪」、同条第四項の規定による第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の罪を含む。）」と、同法第百四条第一項中「この法律又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第三項の規定」と、同法第百六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定を含む。以下この項において同じ。）」と、「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは「協定並びに第三十八条及び第五項に規定する決議（派遣先の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨）」と、同法第百十二条中「この法律及びこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む）並びに同条第三項の規定」として、これらの規定に係る罰則の規定を含む）を適用する。

⑥（略）

○特許法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇・五・三○法三三）本則三条（平成三一・一一・二九までに、平成三一・五・一五までに施行）

（書類の提出等）

第一〇五条①（略）

② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

③ 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

新④（改正により追加）

前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。（改正後の⑤）

（特許料）

第一〇七条①②（略）

③ 第一項の特許料は、第百九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の減若しくしくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定があるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者があつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

④⑤（略）

有効な改正前規定（特許法

○不正競争防止法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇・五・三○法三三）本則一条（平成三一・一一・二九までに施行）

（定義）

第二条①（柱書略）

一―三（略）

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

（秘密を保持しつつ特定者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）から示された営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定するその営業秘密を開示する行為をいう。以下「開示」という。）であることを知つて、若しくはその営業秘密を開示する行為を介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があつたことを知つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十―十一（略）

十二 ドメイン名の使用（改正後の五）

新十三（改正により追加）

十四 第二条第一項第十三号に掲げる不正競争　当該侵害に係るドメイン名の使用（改正後の五）

十五 第二条第一項第十六号に掲げる不正競争　当該侵害に係る商標の使用（改正後の八）

（損害賠償）

第四条　故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

（損害の推定等）

第五条①　第二条第一項第一号から第十号まで又は第十六号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密に関するものに限る）によって営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失によりその営業上の利益を侵害した者に対して、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該侵害の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部または一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

②③（略）

④ 第二条第一項第一号から第九号まで、第十三号又は第十六号に掲げる不正競争について営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じ当該各号に定める行為により受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一―三（略）

新四（改正により追加）

四 第二条第一項第十三号に掲げる不正競争　当該侵害に係るドメイン名の使用（改正後の五）

五 第二条第一項第十六号に掲げる不正競争　当該侵害に係る商標の使用（改正後の八）

④（略）

ラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制御する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制御する機器をいう。以下この項において同じ。）が特定の反応をすべきものとして記録し、若しくは送信する信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。（改正後の⑨―⑪）

⑧⑩（改正後の⑨―⑪）

（書類の提出等）

第七条①（略）

② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

③ 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

④（改正により追加）

前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。（改正後の⑤）

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第一二条①　秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第百九号。第九十二条第一項の決定がある場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者の請求をしたに対し、その請求があつた旨を通知しなければならない。

②③（略）

④ 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

（消滅時効）

第一五条　第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害行為の停止又は予防を請求する権利は、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないときは、消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

（適用除外等）

第一九条①（柱書略）

一　第二条第一項第一号、第二号、第十四号及び第十六号に掲

げる不正競争　商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡したために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十四号及び第十六号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

二　第二条第一項第一号、第二号及び第十六号に掲げる不正競争　自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡したために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）

三―五　（略）

六　第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争　取引によつて営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によつて取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

七　第二条第一項第十号に掲げる不正競争　第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡したために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

新八　（改正により追加）

八　第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる不正競争　技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十一号及び第十二号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡したために展示し、輸出し、輸入し、若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為（改正後の九）

②　（略）

（罰則）

第二一条①　（柱書略）

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫して、財物の交付を受け、又は財産上不法の利益を得ることをいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二　詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三　営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ―ハ　（略）

四　営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五　営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、損害を加えて、営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六　営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪（第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

八　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示が介在したことを知つて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

九　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第三号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡したために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡したために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

②　（柱書略）

一　不正の目的をもつて第二条第一項第一号又は第十四号に掲げる不正競争を行つた者

二・三　（略）

四　不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十一号又は第十二号に掲げる不正競争を行つた者

五―七　（略）

③　（柱書略）

一・二　（略）

三　日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者

④⑤　（略）

⑥　第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

⑦―⑫　（略）

○著作権法

平成三一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

改正法令一覧・学校教育法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・一法三九）本則三条及び附則六条（平成三一・四・一施行）

・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・一三法七二）附則一九条（平成三一・七・一二までに施行）

（同一性保持権）

第一〇条①（略）

②（柱書略）

一・二（略）

（教科用図書等への掲載）

第三三条① 公表された著作物は、学校教育の目的に必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

② 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

③ 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

④（略）

新第三三条の二（改正により追加）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三三条の二①（略）

② 前項の規定により複製する教科用図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

③ 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

④（略）

（改正後の第三三条の三）

（翻訳、翻案等による利用）

第四七条の八①（柱書略）

一―三（略）

四 第三十三条の二第一項又は第四十七条　変形又は翻案

五・六（略）

②（略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において「同じ」）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは第四項、第四十三条第一項若しくは第四項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第四項、第四十七条の二第一項若しくは第四項、第四十七条の三第一項若しくは第四項、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて成された複製物（第三十一条第一項若しくは第四十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定による複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定による複製物に係る場合にあつては、映画の著作物（映画の著作物において利用されている著作物において同じ。を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の二、第三十条の三、第四、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を譲渡する場合において、これらの規定に規定する著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四八条①（柱書略）

一 第三十一条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項、第三十三条の二第一項、第四十二条又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

②③（略）

（複製物の目的外使用等）

第四九条①（柱書略）

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十七条の三第一項、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第四項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二―六（略）

②（柱書略）

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十七条の三第一項、第四十一条第一項、第四十二条又は第四十三条第一項若しくは第四項、第四十七条第一項若しくは第四項、第四十七条の二第一項若しくは第四項、第四十七条の三第一項若しくは第四項、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために公衆への提示を行つた者

二―九（略）

（文化審議会への諮問）

第七一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十七条第一項、第四十一条第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金等の供託）

第七四条① 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第三項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

二 その者が過失がなくて著作権者を確知することができない場合

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合

四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）

② 前項第三号の場合において、著作権者が当該補償金を支払うべき者は、自己の見積書の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積書金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

③④（略）

（著作権の登録）

第七七条（柱書略）

一 著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において「移転」という。）若しくは信託による変更又は処分の制限

二（略）

（出版権の制限）

第八六条① 第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十七条の三第一項、第四十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十七条の三第一項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十六条、第四十七条第一項及び第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五第一項の規定は、出版権目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四、第四十七条の五第一項ただし書及び第三項ただし書中「第三十条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十七条の三第一項、第四十一条第一項若しくは第四項、第四十二条第一項若しくは第四項、第四十七条第一項若しくは第四項、第四十七条の二第一項若しくは第四項、第四十七条の三第一項若しくは第四項、第四十七条の四若しくは第四十七条の五第一項ただし書及び第三項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者の」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

②（柱書略）

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三

有効な改正前規定（著作権法）

項、第三十七条の二本文（同条第一号に係る場合にあつては、同号で、第四十一条から第四十二条のこまで、第四十二条の三第二項、第四十二条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

③ 第三項の二第一項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第三項及び第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の三第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第二項、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と、同条第一項ただし書中「著作権者」とあるのは「著作権」と読み替えるものとする。

（出版権の登録）

第八八条① 〔柱書略〕

一 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

二 〔略〕

② 〔略〕

（商業用レコードの二次使用）

第九五条① ―⑭ 〔略〕

⑫ 第七十条第三項、第六項及び第八項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十一条第二項中「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

⑬⑭ 〔略〕

（著作隣接権の制限）

第一〇二条① 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条第四号、第四十一条から第四十二条のこまで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

③ 第三項の二第一項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第三項及び第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の三第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第二項、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」と、同条第一項ただし書中「著作権者」とあるのは「著作権」と読み替えるものとする。

（出版権の登録）

第八八条① 〔柱書略〕

一 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

二 〔略〕

② 〔略〕

（商業用レコードの二次使用）

第九五条① ―⑭ 〔略〕

⑫ 第七十条第三項、第六項及び第八項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十一条第二項中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

⑬⑭ 〔略〕

（著作隣接権の譲渡）

第一〇三条① 第六十一条第一項、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第三項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条までのこまで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている第、レコード、放送又は有線放送利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四四四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の二」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

② 前項において準用する第十二条、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十二条若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称するこ）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

③ 第三十条の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

④―⑧ 〔柱書略〕

⑨ 〔柱書略〕

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項若しくは第三項の目的的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二―四 〔略〕

五 第三十五条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

（著作隣接権の譲渡（行使等））

第一〇三条 第六十一条第一項、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第三項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条までのこまで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四四四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の二」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と、同条第四項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の二」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

（著作隣接権の譲渡（行使等））

第一〇三条 第六十一条第一項、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第三項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条までのこまで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四四四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の二」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と、同条第四項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の二」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整備法中経過規定（平成一九・六・二法四五）

第一五一条 〔施行日前に前条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という）第三十三条第二項〔同条第四項において準用する場合を含む〕、第三十三条の二第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の補償金、旧著作権法第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項の二次使用料、旧著作権法第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬又は旧著作権法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使用料の支払義務が生じた場合における補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。〕

六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二〔第一項ただし書を除く。〕、第七十条（第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第七十四条の二を除く。）から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第七十四条の二を除く。）